

令和5年度
国の施策及び予算に関する提案
参考資料

指 定 都 市

目 次

1	真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正	1
2	大都市税源の拡充強化	4
3	国庫補助負担金の改革	6
4	地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止	7
5	多様な大都市制度の早期実現	11
6	子ども・子育て支援の充実	12
7	「GIGAスクール構想」の推進に向けた制度の充実	17
8	地方公共団体情報システムの標準化・共通化の課題の解決	19
9	子育て家庭等の経済的負担の軽減措置や子どもの貧困対策	23
10	脱炭素社会の実現	34
11	ウィズコロナ・ポストコロナ時代における中小企業等の事業継続と前向きな取組 への支援	36
12	インフラ施設の長寿命化対策	38
13	地域医療体制の維持に対する必要な財政支援	40
14	義務教育施設等の整備促進	43
15	下水道事業における国土強靱化のための財源の確保	45

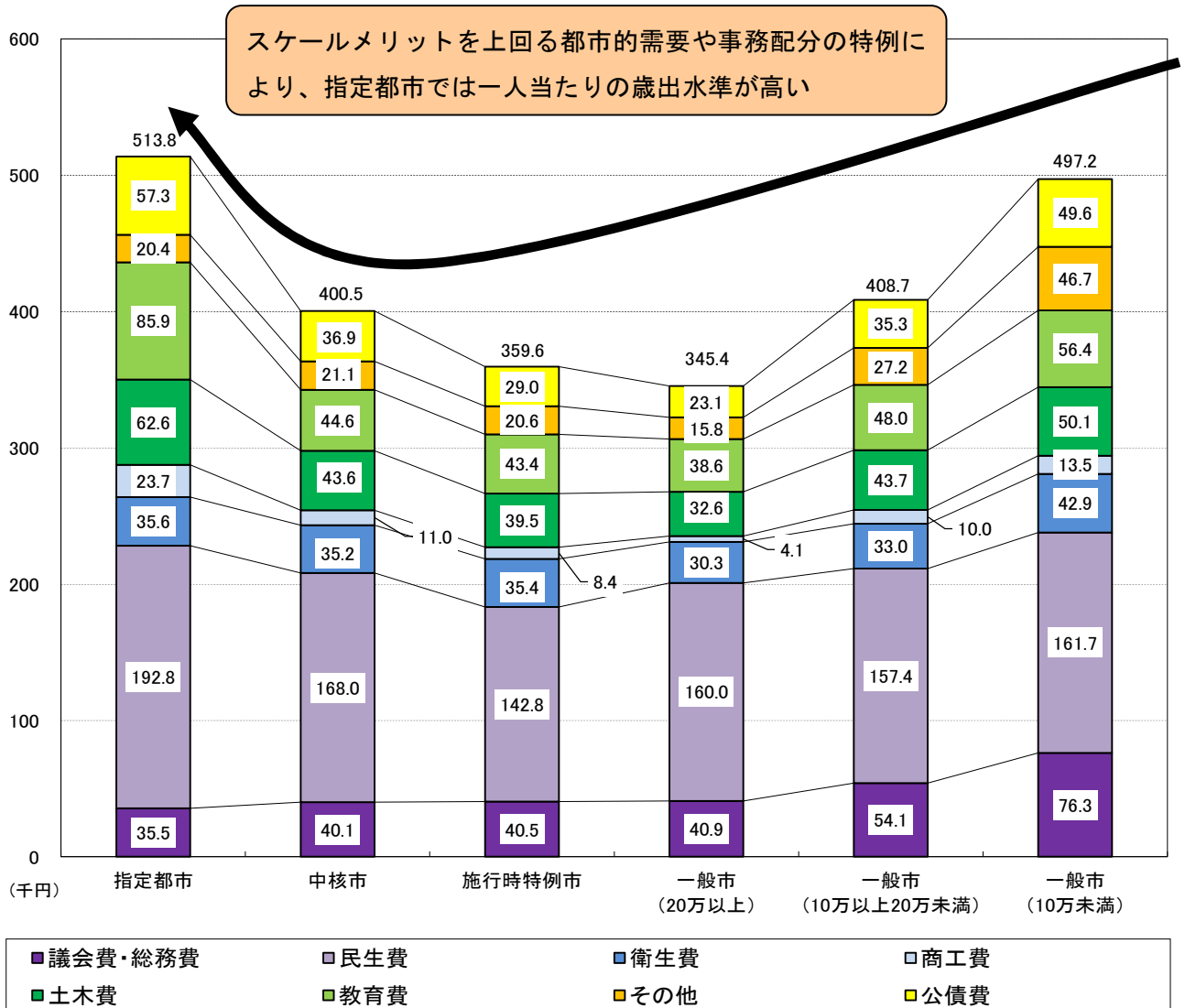
1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

■厳しい大都市の財政状況

①大都市特有の財政需要による高い歳出水準

一般市では、都市の規模が大きくなるに従い、スケールメリットにより人口一人当たり歳出額が小さくなる傾向にある。しかし、指定都市は、法人需要への対応、都市インフラの整備・維持や都市的課題などへの対応に要する土木費や民生費などの大都市特有の財政需要のほか、道府県から移譲されている特例事務があることから、人口一人当たり歳出額は大きくなる。

【都市規模に対応した歳出構造（人口一人当たり歳出額 千円）】

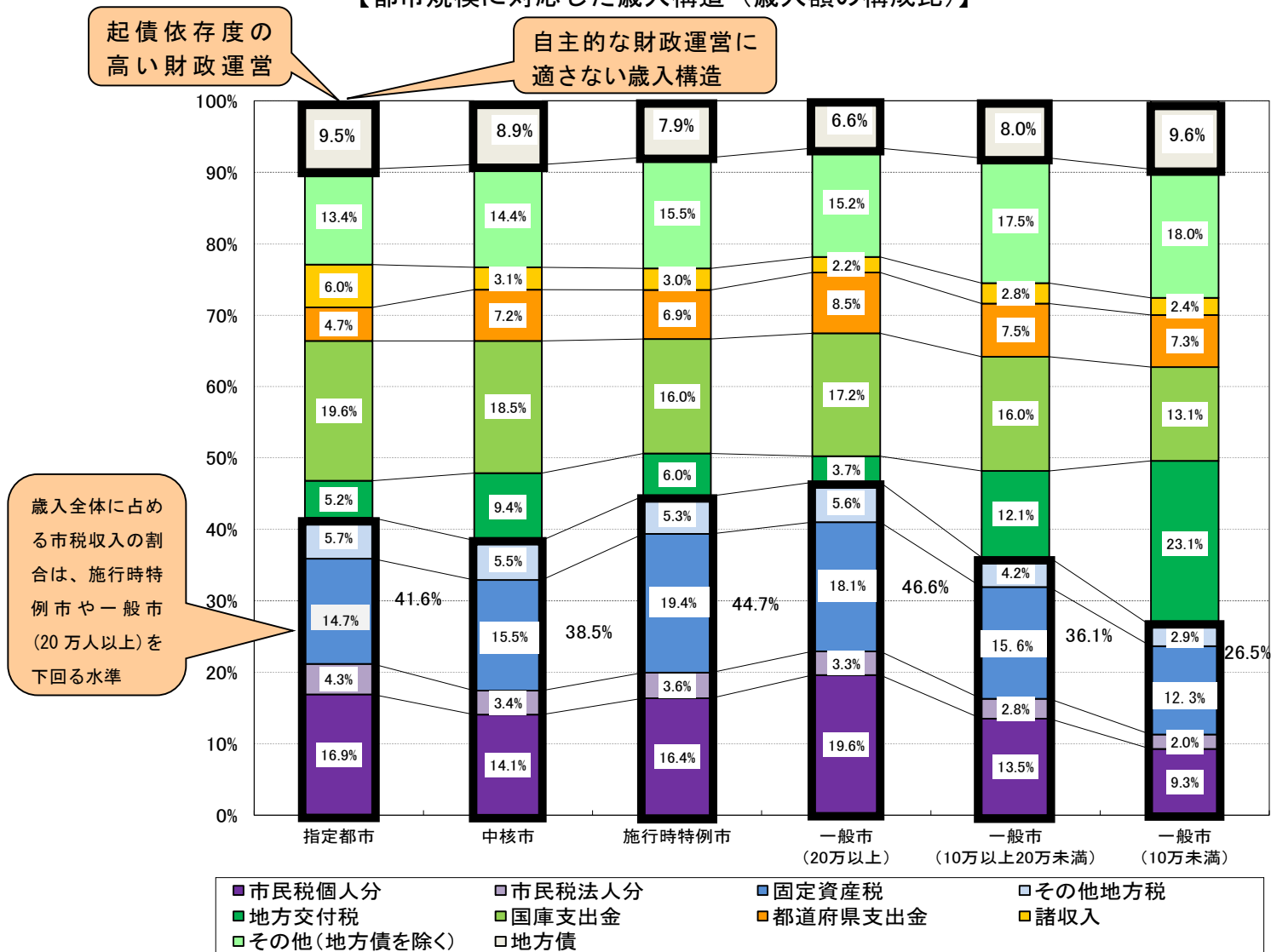


*令和元年度市町村別決算状況調

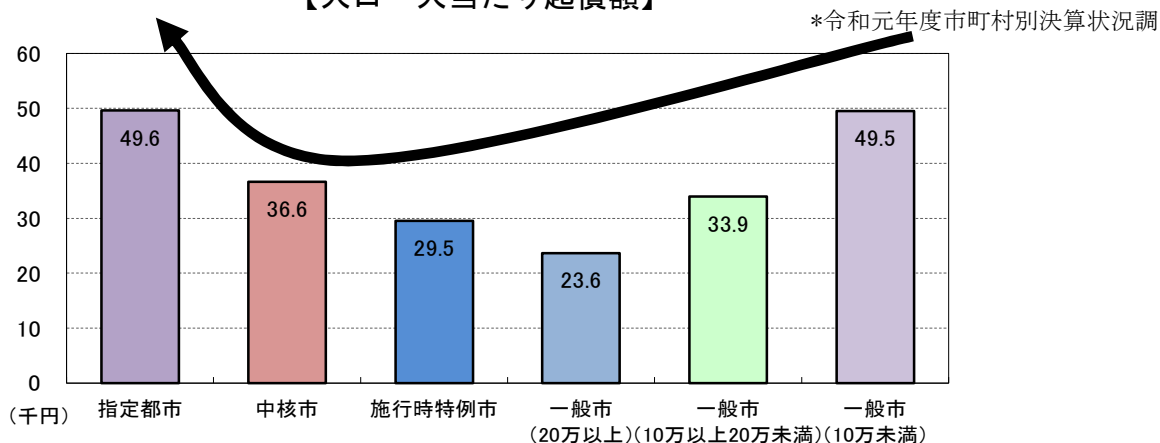
② 税収の割合が低く、多額の起債が必要になる歳入構造

指定都市においては、歳入全体に占める市税収入の割合が、施行時特例市や一般市（20万人以上）を下回る水準であり、大都市特有の財政需要に対応する税財政制度が確立していないため、地方債等への依存度が高く、自主的な財政運営に適した歳入構造となっていない。

【都市規模に対応した歳入構造（歳入額の構成比）】



【人口一人当たり起債額】

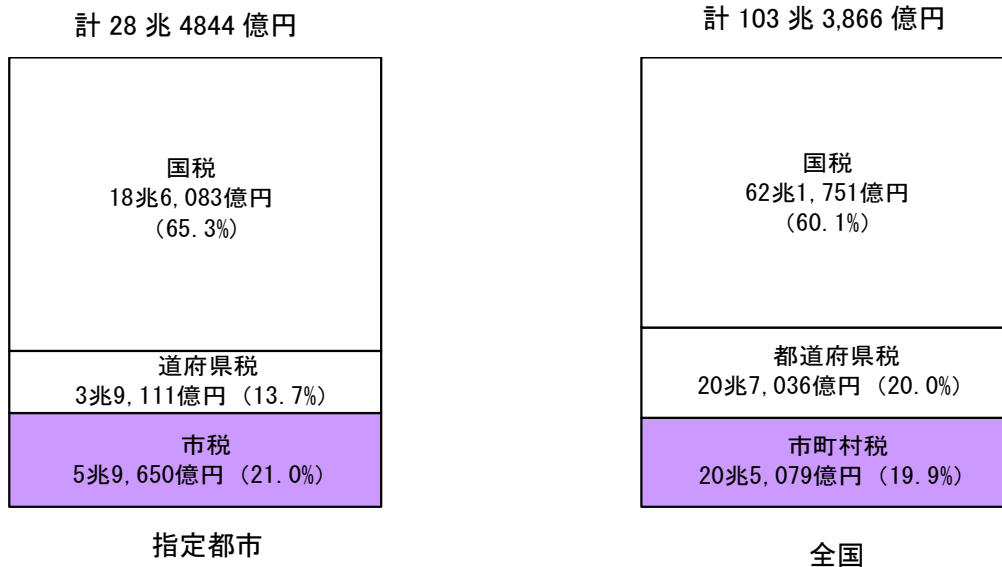


③配分割合の低い市域内税収*

全国における市町村税の配分割合は19.9%と低い水準となっており、平成29年度に道府県から教職員の給与負担に係る経費分の税源移譲がなされた指定都市においても、21.0%となお低い配分割合にとどまっている。

*国税・道府県税については、税務署統計資料等から各種指標を用い按分するなどして試算した推計値

【指定都市域内税収の配分状況】



注 県費負担教職員の給与負担に係る経費に対する道府県から指定都市への税源移譲相当額(交付金)については市税に含まれている

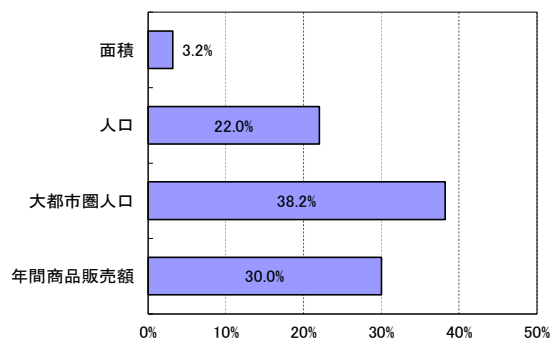
*令和元年度決算

2 大都市税源の拡充強化

■大都市の特性

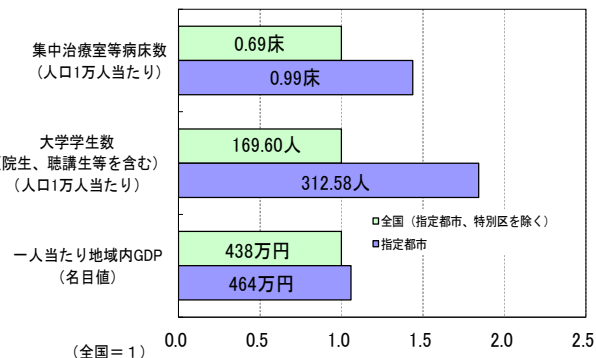
○集積性・高次性・圏域における中枢性・日本経済牽引の役割

国土面積のわずか3.2%に、全国の約2割の人口、約3割の商業活動が集中。
高度医療や高等教育などが集積し、産業面でも全国より高い生産性を持つ。



*各種統計より作成

*大都市圏人口は1.5%通勤圏人口



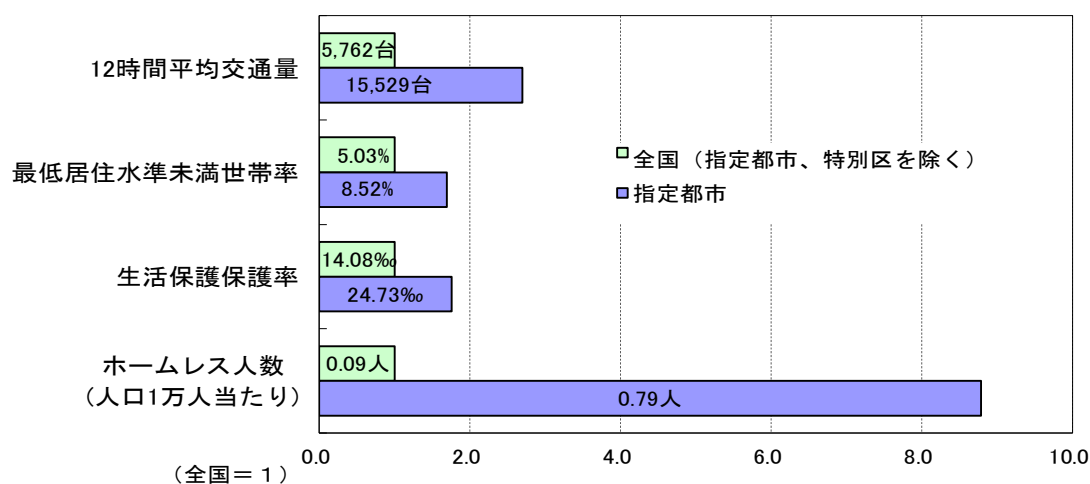
*各種統計より作成

*「一人当たり地域内GDP」の全国数値は特別区を含む

日本経済の牽引役

○過密・集中による都市的課題が存在

経済・生活のインフラ問題、環境や安全・安心に係る問題、福祉の問題など過密・集中による都市的課題がある。



*各種統計より作成

*「生活保護保護率」の全国数値は特別区を含む

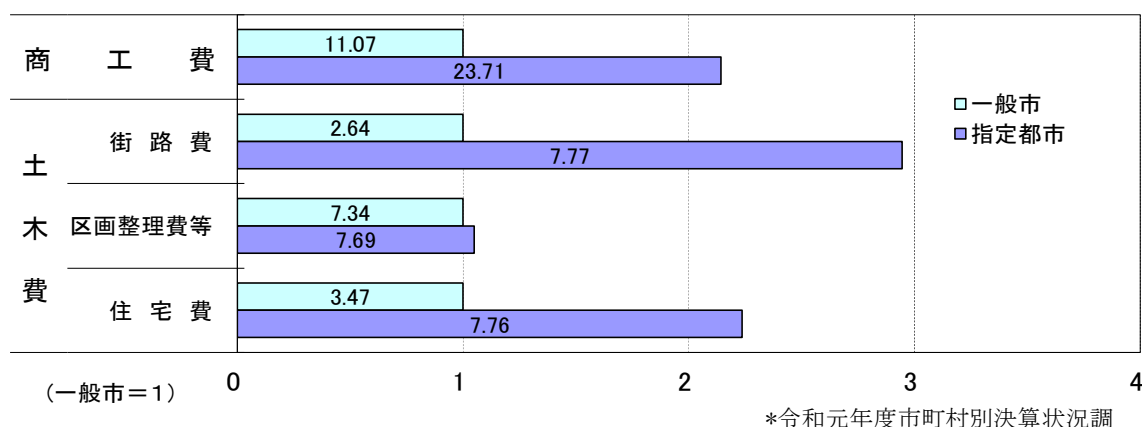
■大都市特有の財政需要

○法人需要・インフラ、都市的課題から発生する需要

指定都市における人口や産業の集積性、高次な都市機能や産業の高度化、それぞれの都市圏における中枢性などにより、大都市特有の財政需要が生じている。また、安全・安心、貧困や少子化などの都市的課題や大都市特例事務に対応するため、大都市特有の財政需要が生じている。

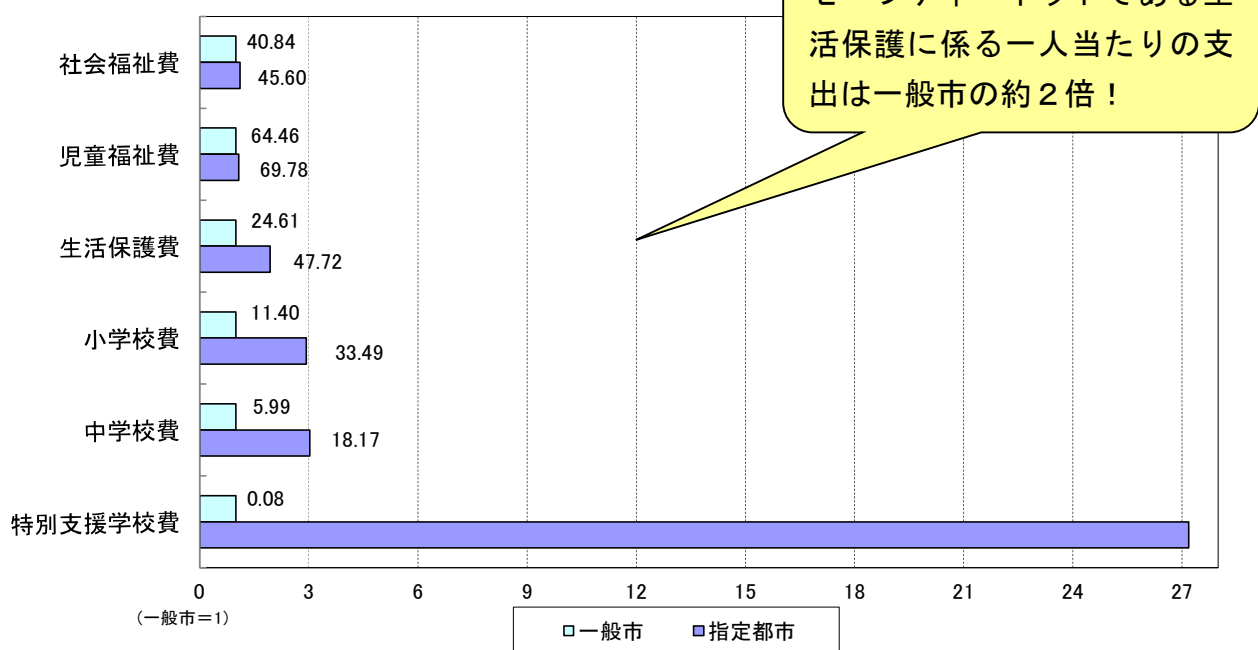
○法人需要・インフラ需要 企業活動支援、道路、下水道の整備など

【人口一人当たり歳出額 千円】



○都市的課題から発生する需要 障害者福祉費や保育所関係経費、生活保護費など

【人口一人当たり歳出額 千円】



3 国庫補助負担金の改革

○税源移譲すべき国庫補助負担金

事項		主なもの	令和3年度予算額
奨励的補助金 (地財法第16条)	投資	防災・安全社会資本整備交付金 社会資本整備総合交付金	1兆2,617億円
	経常	子ども・子育て支援交付金 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	2,982億円
	義務	地域生活支援事業費等補助金 疾病予防対策事業費等補助金	1,501億円
国庫負担金 (地財法第10条)	投資	防災・安全社会資本整備交付金 社会資本整備総合交付金	1兆766億円
	経常	森林病虫害等防除事業費補助金	5億円
	義務	義務教育費国庫負担金 子どものための教育・保育給付交付金	2兆9,403億円
小計			5兆7,274億円
エネルギー対策特別会計		二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	395億円
合計			5兆7,669億円

※令和4年度青本 重点要望事項詳細説明＜財政関係＞「1 国庫補助負担金の改革」より抜粋

4 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

○地方交付税額及び臨時財政対策債発行可能額（単位：千円）

	平成15年度決定額		
	普通交付税	特別交付税	臨財債可能額
札幌市	113,069,320	2,622,233	42,176,602
仙台市	32,817,681	1,674,036	23,857,503
さいたま市	6,572,263	2,230,167	25,765,779
千葉市	4,971,116	810,174	20,671,117
川崎市	0	852,037	28,514,982
横浜市	48,676,293	1,480,216	74,542,769
相模原市	5,407,627	915,598	11,655,000
新潟市	45,282,334	4,582,857	15,978,345
静岡市	17,570,574	1,984,358	11,816,570
浜松市	25,421,969	3,209,617	14,224,389
名古屋市	20,047,666	909,240	48,862,128
京都市	96,468,942	3,045,264	33,722,665
大阪市	79,060,151	1,415,284	61,139,039
堺市	29,708,686	1,138,929	13,359,578
神戸市	116,824,537	2,488,208	33,576,949
岡山市	37,417,074	2,518,807	11,212,209
広島市	52,654,595	1,980,088	25,700,961
北九州市	73,393,191	3,634,246	23,110,559
福岡市	61,214,676	1,879,306	30,300,908
熊本市	35,985,534	1,347,255	10,363,875
合 計	902,564,229	40,717,920	560,551,927

（参考）

全国総額	16,980,000,000	1,083,837,000	5,869,600,000
全国総額 （市町村分）	7,167,600,000	923,130,000	2,934,800,000

	令和3年度		
	普通交付税	特別交付税	臨財債可能額
札幌市	109,169,754	4,950,177	63,821,827
仙台市	20,639,825	1,694,350	31,195,326
さいたま市	6,837,011	1,570,218	26,093,536
千葉市	15,446,921	835,877	28,349,007
川崎市	1,868,755	643,366	4,450,726
横浜市	28,722,719	1,223,101	80,818,988
相模原市	17,632,102	1,049,642	21,399,269
新潟市	58,691,644	3,512,023	28,318,781
静岡市	18,343,414	1,279,996	24,140,602
浜松市	25,061,412	2,382,373	27,672,734
名古屋市	9,172,886	1,123,230	39,242,371
京都市	56,490,938	2,216,509	46,987,200
大阪市	45,805,621	1,299,298	92,626,628
堺市	34,544,878	961,652	28,769,166
神戸市	70,333,466	2,395,687	52,739,422
岡山市	35,304,777	1,701,697	26,096,762
広島市	48,201,473	2,405,758	42,726,821
北九州市	61,763,762	2,753,419	32,816,591
福岡市	37,128,095	1,553,265	49,444,565
熊本市	46,169,320	2,979,297	17,068,232
合 計	747,328,775	38,530,935	764,778,554

(参考)

全国総額	16,832,508,092	1,074,558,897	5,479,642,000
全国総額 (市町村分)	7,686,049,792	925,104,076	2,237,592,000

○一般会計の市債残高に占める臨時財政対策債残高の割合（指定都市総額）

	平成23年度		
	臨時財政対策債の残高 (億円)	一般会計の市債残高 (億円)	一般会計に占める臨時財政 対策債残高の割合(%)
札幌市	2,615	9,077	28.8
仙台市	1,480	7,037	21.0
さいたま市	1,482	4,002	37.0
千葉市	1,351	7,259	18.6
川崎市	1,550	8,515	18.2
横浜市	4,432	23,085	19.2
相模原市	687	2,218	31.0
新潟市	998	4,434	22.5
静岡市	969	3,926	24.7
浜松市	831	2,842	29.2
名古屋市	2,859	16,491	17.3
京都市	2,362	12,014	19.7
大阪市	4,304	24,698	17.4
堺市	929	3,287	28.3
神戸市	2,210	9,012	24.5
岡山市	674	2,756	24.5
広島市	1,758	9,143	19.2
北九州市	1,532	8,659	17.7
福岡市	1,918	12,289	15.6
熊本市	743	2,981	24.9
合 計	35,684	173,724	20.5

	令和2年度		
	臨時財政対策債の残高 (億円)	一般会計の市債残高 (億円)	一般会計に占める臨時財政 対策債残高の割合(%)
札幌市	5,390	10,987	49.1
仙台市	2,622	7,501	35.0
さいたま市	1,720	4,456	38.6
千葉市	2,374	6,896	34.4
川崎市	1,194	8,099	14.7
横浜市	6,819	24,504	27.8
相模原市	1,471	2,682	54.8
新潟市	2,512	6,399	39.3
静岡市	1,873	4,400	42.6
浜松市	1,352	2,575	52.5
名古屋市	3,175	13,502	23.5
京都市	4,985	13,589	36.7
大阪市	7,680	18,768	40.9
堺市	2,299	4,888	47.0
神戸市	4,623	9,664	47.8
岡山市	1,713	3,270	52.4
広島市	3,910	10,466	37.4
北九州市	3,400	10,115	33.6
福岡市	4,051	11,548	35.1
熊本市	1,987	4,847	41.0
合 計	65,150	179,156	36.4

5 多様な大都市制度の早期実現

○ホームレスの割合 全国平均(指定都市・特別区を除く)と指定都市平均との比較
(R3 年 1 月時点)

	ホームレス 実人員	人口	ホームレス数 (人口万人対)
全国	3,824	126,654,244	0.30
全国(指定都市・特別区を除く)	824	89,532,420	0.09
指定都市	2,200	27,549,061	0.80
札幌市	34	1,961,575	0.17
仙台市	76	1,065,932	0.71
さいたま市	29	1,324,589	0.22
千葉市	32	974,726	0.33
横浜市	378	3,759,939	1.01
川崎市	182	1,521,562	1.20
相模原市	14	718,601	0.19
新潟市	9	784,774	0.11
静岡市	11	694,296	0.16
浜松市	11	799,966	0.14
名古屋市	98	2,300,949	0.43
京都市	51	1,400,720	0.36
大阪市	943	2,739,963	3.44
堺市	9	831,481	0.11
神戸市	45	1,526,835	0.29
岡山市	10	708,155	0.14
広島市	17	1,194,817	0.14
北九州市	50	944,712	0.53
福岡市	193	1,562,767	1.23
熊本市	8	732,702	0.11
特別区	800	9,572,763	0.84

8.89 倍

※人口：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和3年1月1日現在）」から抜粋

※ホームレス数：厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）結果について」から抜粋

6 子ども・子育て支援の充実

令和3年度全国児童福祉主管課長会議説明資料 抜粋

令和4年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目

○「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された「質の向上」の事項については、令和4年度予算においても引き続き全て実施。

	量的拡充	質の向上
所要額	4,258億円	2,742億円
主な内容	○認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等)	○3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1) ○私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善(3%) ○保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 ○研修機会の充実 ○小規模保育の体制強化 ○減価償却費、賃借料等への対応 など
	○地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等)	○放課後児童クラブの充実 ○病児・病後児保育の充実 ○利用者支援事業の推進 など
	○社会的養育の量的拡充	○児童養護施設等の職員配置を改善(5.5:1→4:1等) ○児童養護施設の小規模かつ地域分散化の推進 ○児童養護施設等の職員配置基準の強化を含む高機能化の推進 ○民間児童養護施設等の職員給与の改善(3%) など

量的拡充・質の向上 合計 7,000億円

○子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を実現するためには「1兆円超」の財源が必要とされたところであり、政府においては、引き続き、その確保に最大限努力する。

資料51

令和4年度における「新しい経済政策パッケージ」(概要)

新しい経済政策パッケージについて(平成29年12月8日閣議決定)(抜粋)

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の増収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半半ずつ充当する。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

(単位:億円)

事項	事業内容	令和4年度 予算案	国分		(参考) 令和3年度 予算額
			国分	地方分	
待機児童の解消	・「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備。 ^(注2) ・保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む(2019年4月から更に1%(月3000円相当)の賃金引上げ)。	722	358	364	722
幼児教育・保育の無償化	・3歳から5歳までの全ての子どもたち及び0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化(2019年10月～)。 ^(注3)	8,858	3,410	5,448	8,858
高等教育の無償化	・少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援(授業料等減免・給付型奨学金)を着実に実施(2020年4月～)。 ^(注4)	5,601	5,196	405	5,208
介護人材の処遇改善	・リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ、介護職員の更なる処遇改善を実施。この趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員の処遇改善も実施(2019年10月～)。 ^(注5)	1,003	506	496	1,003
合計		16,184	9,471	6,714	15,791

(注1)金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2)「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業(幼児教育・保育の無償化の実施後は、3歳から5歳までの子どもたち及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちの企業主導型保育事業の利用者負担を助成する事業を含む。)と保育所等の運営費(0歳から2歳までの子どもに相当する部分)には、別途、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金を充てる。

(注3)就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を行う。

(注4)「高等教育の無償化」については全額内閣府に計上。

(注5)障害福祉人材について、介護人材と同様の処遇改善を行う観点から対応を行う。

(注6)「待機児童の解消」及び「幼児教育・保育の無償化」の国分については全額内閣府に計上。

資料52

幼児教育・保育の無償化に係る事務費について

令和元年度及び令和2年度の事務費に対する財政措置

幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針（平成30年12月28日関係閣僚合意）（抜粋）

3（2）財政措置等

（事務費・システム改修費）

- 幼児教育無償化の実施に当たって、初年度（2019年度）及び2年目（2020年度）の導入時に必要な事務費について、それぞれ全額国費による負担として措置する。さらに、新たに対象となる認可外保育施設等の無償化に係る事務費については、経過措置期間（～2023年度）に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置を講ずる。

⇒ 初年度については、子ども・子育て支援事業費補助金（120億円）により措置を講じ、2年目については、安心子ども基金を積増す（360億円（認可外保育施設等の令和3年度から令和5年度までにおける事務費（120億円）を含む。））ことにより措置を講じることとした。

令和3年度以降の事務費に対する財政措置

令和3年度以降における幼児教育・保育の無償化に係る事務費（認可外保育施設等の無償化に係るものを除く。）については、地方交付税により措置を講じることとしている。

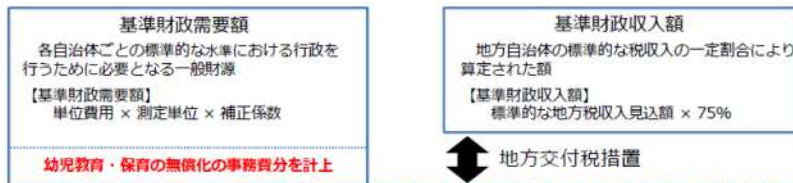
（参考1）令和3年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等（令和3年1月22日総務省自治財政局財政課事務連絡）（抜粋）

第3 予算編成上の留意事項

21

また、令和元年度及び令和2年度において全額国費により措置されていた幼児教育・保育の無償化の事務費並びに都道府県が行う授業料等減免の対象となる私立専門学校の確認及び減免費用の交付に係る高等教育の無償化の事務費については、令和3年度以降は、地方財政計画に所要額を計上するとともに、新たに地方交付税措置を講ずることとしている。

（参考2）地方交付税措置のイメージ



待機児童解消に向けた取組の状況について

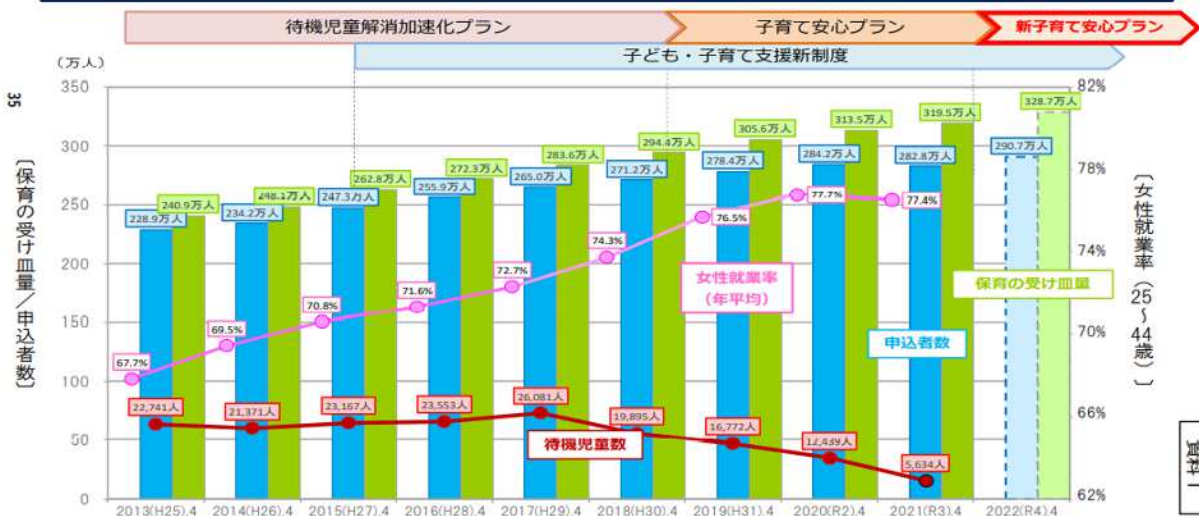
令和3年8月27日(金)
公表資料

【保育の申込者数、待機児童数の状況】

- 女性就業率（25歳から44歳）は年々上昇し、申込者数も年々増加していたが、**令和2年の女性就業率は減少**（77.4%）に転じており、これに伴い**申込者数が減少**している。2021（令和3）年4月時点の申込者数は約282.8万人で、昨年度と比較して減少（約1.4万人減）。
- 2021（令和3）年4月時点の待機児童数は、**5,634人となり、調査開始以来3年連続で最少**となる調査結果。
- 2017（平成29）年の26,081人から、**4年で20,447人減少し、待機児童数は約5分の1に**。

【保育の受け皿拡大の状況】

- 「**新子育て安心プラン**」による保育の受け皿拡大量は、令和3年4月調査における市区町村の受け皿拡大量見込みを積み上げると、**2021～2024（令和3～6）年度末までの4年間で約14万人分が拡大する見込み**となっている。
- 令和3年度からスタートした「新子育て安心プラン」に基づき、各年度ごとに、自治体における待機児童の状況や保育の受け皿拡大量の見込み等を踏まえながら、必要な受け皿の確保が進むよう支援を行っていく。



新子育て安心プランの概要

令和2年12月21日(月)
公表資料

○ 令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。

- ・ 第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
- ・ できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25～44歳)の就業率の上昇に対応。
(参考) 平成31年：77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和7年の政府目標：82% (第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)

平成25年度

平成30年度

令和3年度

令和6年度末

待機児童解消加速化プラン
(目標：5年間で約50万人)

子育て安心プラン
(目標：3年間で約32万人)

新子育て安心プラン
(目標：4年間で約14万人)

○ 新子育て安心プランにおける支援のポイント

① 地域の特性に応じた支援

○ 保育ニーズが増加している地域への支援

- (例)
- ・ 新子育て安心プランに参加する自治体への整備費等の補助率の嵩上げ

○ マッチングの促進が必要な地域への支援

- (例)
- ・ 保育コンシェルジュによる相談支援の拡充
(待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参画すれば利用可能とする)
- ・ 巡回バス等による送迎に対する支援の拡充
(送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う)

○ 人口減少地域の保育の在り方の検討

② 魅力向上を通じた保育士の確保

(例)

- ・ 保育補助者の活躍促進 (勤務時間30時間以下)との補助要件を撤廃)
- ・ 短時間勤務の保育士の活躍促進
(待機児童が存在する市町村において各クラスで常勤保育士1名必須との規制をなくし、それに代えて2名の短時間保育士で可とする)
- ・ 保育士・保育所支援センターの機能強化
(現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加)

③ 地域のあらゆる子育て資源の活用

(例)

- ・ 幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育 (施設改修等の補助を新設)
- ・ や小規模保育 (待機児童が存在する市町村において利用定員の上限(19人)を弾力化 (3人増し→6人増しまで可とする)) の推進
- ・ ベビーシッターの利用料助成の非課税化 [令和3年度税制改正に対応]
- ・ 企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充 (1日1枚→1日2枚)
- ・ 育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設

保育の受け皿整備等について

- 令和4年度は、「新子育て安心プラン」に基づき、約3万人分の受け皿整備等に対応する予算として、令和3年度補正予算(507億円)と令和4年度予算案(482億円)を合わせて、989億円を計上し、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等を引き続き実施することで受け皿整備を支援する。

保育所等整備交付金【拡充】

【趣 旨】 市区町村が策定する整備計画等に基づく保育所等の施設整備事業に要する費用の一部を市区町村に交付する。

【対象事業】 ・ 保育所整備事業 ・ 認定こども園整備事業 (幼稚園型) ・ 小規模保育整備事業
・ 防音壁整備事業 ・ 防犯対策強化整備事業

《拡充》新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のため、大規模修繕の対象事業に感染症対策のための改修(トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等)を新規で追加。(事業費300万円以上のものを対象)

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4

(新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合)

国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4

保育所等改修費等支援事業【拡充】

【趣 旨】 賃貸物件を活用して保育所等を設置する場合等に必要な改修費等の一部を補助する。

【対象事業】 (1) 賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 (2) 小規模保育改修費等支援事業
(3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 (4) 認可化移行改修費等支援事業
(5) 家庭的保育改修等支援事業

【補助割合】 (1)～(4) 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4 (5) 国：1/2、市区町村：1/2

(新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合)

(1)～(4) 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4 (5) 国：2/3、市区町村：1/3

《拡充》資材費等の動向を踏まえて補助基準額を改定する。

保育人材の確保に向けた総合的な対策

- ◆「新子育て安心プラン」に基づく約14万人分の保育の受け皿整備に必要となる保育人材(新たに約2.5万人)の確保を含め、処遇改善のほか、保育の現場・職業の魅力向上を通じた、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援に総合的に取り組む。

新規資格取得支援

- 保育士修学資金貸付の実施(養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け)
 - ・学費5万円(月額)など。卒業後、5年間の実務従事により返還を免除
- 保育士の資格取得を支援
 - ・保育所等で働きながら養成校卒業による資格取得を目指す方への授業料、保育士試験の合格による資格取得を目指す方への教材費等の支援
- 保育士試験の年2回実施の推進(27年度:4府県で実施→29年度:全ての都道府県で実施)
- 保育士・保育の現場の魅力発信(情報発信のプラットフォームの構築など、様々な対象者に対して魅力発信を実施)【R3予算〜】

就業継続支援

- 保育所等におけるICT化の推進
 - ・保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化に係るシステムの導入費用や翻訳機等を支援
 - ・都道府県等で実施されている研修のオンライン化【R3補正】
- 保育補助者の雇い上げの促進(保育士の業務を補助する方の資金の補助)
 - ・補助要件(勤務時間週30時間以下の要件)の撤廃と補助基準額の引き上げ(1施設1名分(233.3万円)→(311.1万円)等)【R3予算〜】
- 保育体制強化事業の促進(清掃等の業務を行う方の資金の補助)
 - ・計画的に保育士等の勤務環境の改善等に関する取組が図られるよう補助要件を見直し【R4予算案】
 - ※園外活動時の見守り等にも取り組む場合:月100千円→月145千円等
- 保育士宿舍借り上げ支援(補助額:一人当たりの月額を市区町村単位で設定(月額8.2万円を上限)、支給期間:採用から5年以内※)
 - ※直近2カ年のいずれかで保育士の有効求人倍率が2以上の場合は採用から8年以内【R4予算案】
 - ※前年度に事業の対象だった者で引き続き当年度も事業の対象となる場合は前年度の年数を適用
- 保育士の働き方改革への支援
 - ・労務管理の専門家による巡回支援や魅力ある職場づくりの啓発セミナーの実施【R3予算〜】
 - ・保育士確保や定着、労働条件等の改善に関して、保育士の相談窓口を設置【R3予算〜】

離職者の再就職支援

- 保育士・保育所支援センターの機能強化(潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援(職業紹介)を実施)
 - ・マッチングシステムを導入する費用を支援し、業務の効率化・きめ細かなマッチングを実施(補助額700万円)
 - ・保育補助者等のマッチングや現職保育士に対する支援、管内の保育所等への巡回等によるマッチング機能の向上【R3予算〜】
- 就職準備金貸付事業(再就職する等に必要となる費用を貸し付け(40万円)、2年間勤務した場合、返還を免除)

資料18

医療的ケア児保育支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算:402億円の内数 → 令和4年度予算案:453億円の内数)

事業内容

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者(医療的ケア児保育支援者)を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

補助基準額<拡充>

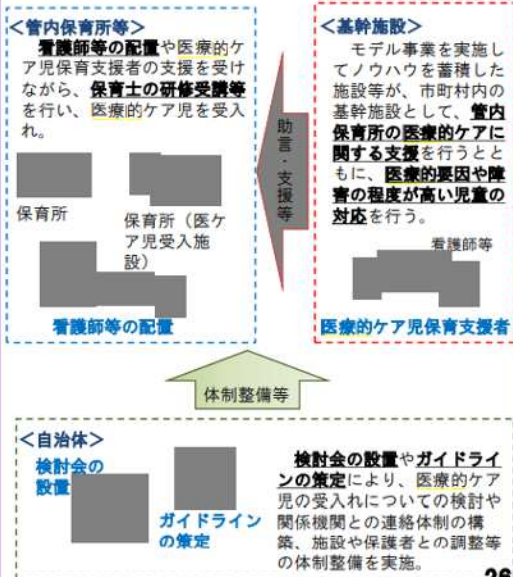
- 基本分単価
 - ①看護師等の配置 1施設当たり 5,290千円
 - (2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合、5,290千円を加算)《拡充》
- 加算分単価
 - ②研修の受講支援 1施設当たり 300千円
 - ③補助者の配置 1施設当たり 2,170千円
 - ④医療的ケア児保育支援者の配置 1市区町村当たり 2,170千円
 - (喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)
 - ⑤ガイドラインの策定 1市区町村当たり 560千円
 - ⑥検討会の設置 1市区町村当たり 360千円

実施主体・補助割合<拡充>・事業実績

- 実施主体 都道府県、市区町村
- 補助率
 - 国:1/2、都道府県・指定都市・中核市:1/2
 - 国:1/2、都道府県:1/4、市区町村:1/4
- ※医療的ケア児の受入体制に関する以下の要件を満たす整備計画書を策定する自治体については補助率を嵩上げ《拡充》
 - ・3年後の医療的ケア児の保育ニーズ(見込み)に対して、受入予定の医療的ケア児人数(見込み)が上回ることを
 - 国:2/3、都道府県・指定都市・中核市:1/3
 - 国:2/3、都道府県:1/6、市区町村:1/6
- 事業実施
 - R2(公募ベース):109か所(171か所)

117

事業イメージ



26

背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標(2019～2023年)

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備(約122万人⇒約152万人)
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

7 「GIGAスクール構想」の推進に向けた制度の充実

■児童生徒1人1台端末の環境整備事業

- 国の令和元年度及び2年度補正予算を活用し、令和2年度末までに全国のほぼ全ての自治体において小中学生1人1台端末の整備が完了
- 国の令和2年度第三次補正予算において、高等学校段階の低所得世帯等の生徒に対する端末整備への補助金を計上

○補助対象機器・事業等

- ・学習者用コンピュータ（義務教育段階用）【令和2年度補正予算】
※地方財政措置算定分（児童生徒3人に1台）を超えて、児童生徒1人1台分（児童生徒3人に2台）の学習者用コンピュータの新規整備又は更新に要する経費とする。
※1台当たり補助上限45,000円
※機器の運搬搬入費、機器の設置・据え付け費用も含まれる。
- ・学習者用コンピュータ（高等学校段階用）【令和2年度補正予算】
※対象台数は低所得世帯等の生徒分
※補助金額の考え方は義務と同様
- ・GIGAスクール運営支援センター整備事業【令和4年度～】
※ネットワーク点検・応急対応、ヘルプデスクの運営及びサポート対応、ネットワークトラブル対応、支援人材の育成、休日・長期休業等トラブル対応
〔GIGAスクール運営支援センター整備事業補助上限額〕
1校あたりの単価386,000円×所管する学校数×1/2

×補助対象外となるもの

- ・有償のソフトウェアに係る経費
- ・有償の保守・保証契約に係る経費
- ・予備となるもの（故障対応の機器等）
- ・消耗品、備品（タブレット型コンピュータのカバー等）
- ・購入したシステム・ソフトウェアに係る研修費用、操作のための講習会費 等
- ・校内通信ネットワーク改修経費

■地方財政措置対象の事業

- 国は、「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画（2018～2022 年度）」を策定し、毎年度地方財政措置を講じている（対象事業については以下の資料の通り）
- 加えて、教育の ICT 化が進む中で著作物の円滑な利活用を促し、教育の質の向上を図ることを目的として令和 2 年度に始まった「授業目的公衆送信補償金制度」における補償金の支払いに対して、令和 3 年度分に地方財政措置が講じられることとなった

学校の ICT 環境整備に係る地方財政措置

教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画（2018～2022 年度）

新学習指導要領においては、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的に ICT を活用することが想定されています。

このため、文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え「2018年度以降の学校における ICT 環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画（2018～2022 年度）」を策定しました。また、このために必要な経費については、**2018～2022 年度まで単年度 1,805 億円の地方財政措置を講じること**とされています。

目標としている水準と財政措置額

- 学習者用コンピュータ **3 クラスに 1 クラス分程度整備**
- 指導者用コンピュータ **授業を担当する教師 1 人 1 台**
- 大型提示装置・実物投影機 **100% 整備**
各普通教室 **1 台**、特別教室用として **6 台**
（実物投影機は、整備費額を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備）
- 超高速インターネット及び無線 LAN **100% 整備**
- 統合型校務支援システム **100% 整備**
- ICT 支援員 **4 校に 1 人配置**
- 上記のほか、学習用ツール^(※)、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバ、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備

（※）ワープロソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどをはじめとする各教科等の学習活動に共通で必要なソフトウェア

・1日1コマ分程度、児童生徒が1人1台環境で学習できる環境の実現



標準的な1校当たりの財政措置額

都道府県	
高等学校費	434 万円 （生徒642人程度）
特別支援学校費	573 万円 （35学級）
市町村	
小学校費	622 万円 （18学級）
中学校費	595 万円 （15学級）

※：令和3年度301年度補正予算（国庫支出金）による標準的な学費（301年度）を算出したものです。各自治体における実際の財政状況により、標準的な学費が異なります。

資料 「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画（2018～2022 年度）」（出典：文部科学省 HP）

8 地方公共団体情報システムの標準化・共通化の課題の解決

■標準化・共通化の対象となる業務

○住民記録、地方税、福祉など、自治体の主要な20業務が対象。

	業務名	所管府省
1	住民記録	総務省
2	固定資産税	総務省
3	個人住民税	総務省
4	法人住民税	総務省
5	軽自動車税	総務省
6	選挙人名簿管理	総務省
7	国民健康保険	厚生労働省
8	介護保険	厚生労働省
9	障害者福祉	厚生労働省
10	児童扶養手当	厚生労働省
11	生活保護	厚生労働省
12	後期高齢者医療	厚生労働省
13	国民年金	厚生労働省
14	健康管理	厚生労働省
15	就学	文部科学省
16	児童手当	内閣府
17	子ども・子育て支援	内閣府・厚生労働省
18	戸籍	法務省
19	戸籍の附票	法務省
20	印鑑登録	総務省

■標準化・共通化に向けたスケジュール

○地方公共団体は令和７年度を目標時期として、標準仕様に準拠したシステムに移行

令和２年度 住民記録仕様公表（令和３年８月改定）

令和３年度 第１グループ（介護保険、障害者福祉、就学、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税）仕様公表

戸籍、印鑑登録、戸籍の附票仕様公表

令和４年度 第２グループ（選挙人名簿管理、国民年金、後期高齢者医療、生活保護、健康管理、児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援）仕様公表予定

■国におけるこれまでの経緯（自治体システム標準化・共通化に係るもの）

○令和２年１２月２５日に「デジタル・ガバメント実行計画」が閣議決定されるとともに、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」が策定された。

○令和３年２月９日に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（案）」が国会に提出され、令和３年９月に施行された。

平成３０年４月２６日	「自治体戦略2040構想研究会」第一次報告
令和２年６月２６日	「第32次地方制度調査会」２０４０年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申
令和２年１２月２５日	「デジタル・ガバメント実行計画」閣議決定
同日	「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」策定
令和３年７月７日	「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」策定
令和３年９月１日	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」施行

■国の財政支援策

○国は、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に基金を設け、地方公共団体が基幹系情報システムをガバメントクラウド（（仮称）Gov-Cloud）に移行するための費用を支援する。

自治体情報システムの標準化・共通化に向けた環境整備

R2第3次補正予算(案):1,509億円

○自治体の情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化に向けた自治体の取組を支援し、令和7年度までに基準に適合した情報システムを利用する形態に移行することを目指す。

〔参考〕国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）（抜粋）

地方公共団体における情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化を今後5年で確実に実現していくための取組を全力で推進する。その際、複数年の取組として地方公共団体が予見可能性をもって計画的・安定的にデジタル改革を進めることが可能な形での財政的な支援を行う。

令和2年度第3次補正予算（案）

- 各自治体が、令和7年度までに「（仮称）Gov-Cloud」上で基準に適合した情報システムを利用する形態に移行することを目指すため、住民に関する事務処理の基盤となる基幹系情報システムについて、移行のために必要となる経費を支援する（基金に計上）。

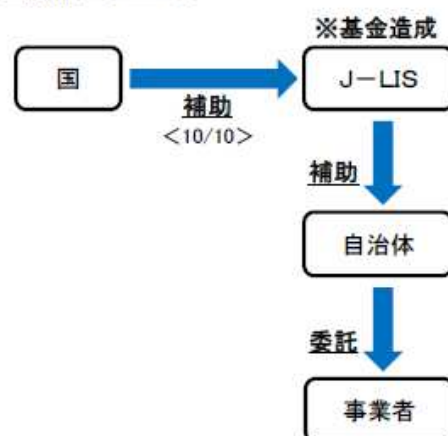
＜基金の造成先＞ 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）

＜基金の主な使途＞

- 「（仮称）Gov-Cloud」への移行に要する経費
 - ・「（仮称）Gov-Cloud」上のシステムへの移行準備経費（現行システム分析調査、移行計画策定等）
 - ・システム移行経費（接続、データ移行、文字の標準化等） など

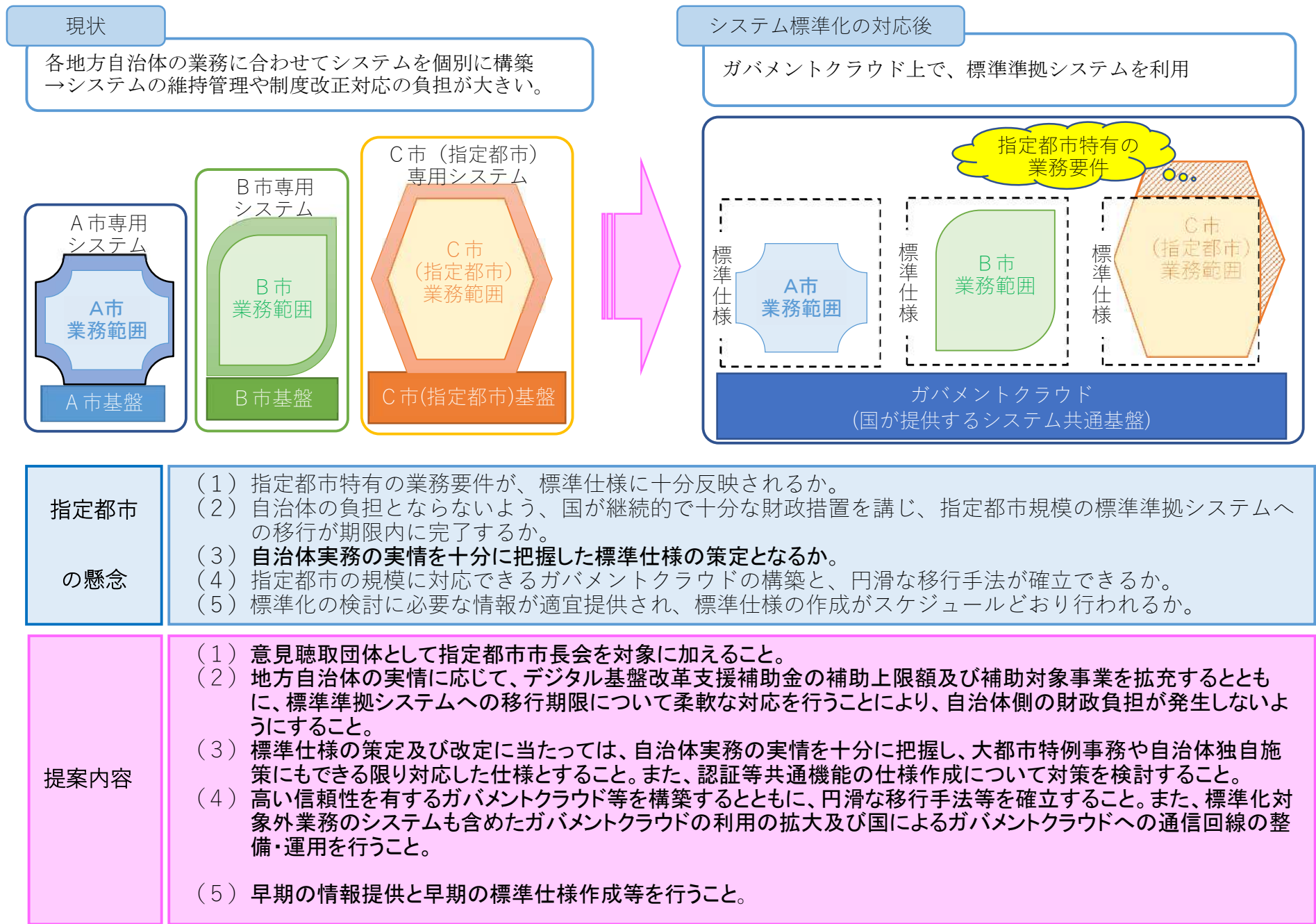
＜基金の年限＞ 令和7年度までの5年間

＜施策スキーム＞



出典：全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議 資料〔令和3年1月22日〕

8 地方公共団体情報システムの標準化・共通化の課題の解決



9 子育て家庭等の経済的負担の軽減措置や子どもの貧困対策

子ども医療費助成制度実施状況（政令市）

（令和4年4月現在）

		対象年齢		所得制限	自己負担の状況等	県補助
		入院	外来			
1	札幌市 (R3.4月～)	中学修了	小学修了	有	通院・入院 0歳～小学校6年生：初診時、医科580円、歯科510円 柔道整復、調剤薬局又は再診の場合は0円 入院 小学6年生～中学生 【非課税世帯】初診時、医科580円、歯科510円 【課税世帯】医療費の1割 段階的拡大(R3.4まで)	1/2
2	仙台市	中学修了	中学修了	有	通院・入院 0歳から未就学児(6歳到達年度末まで) 無料 通院 小1～中3初診料500円 入院 小1～中3 1日500円(1入院10日分限度)	1/2
3	さいたま市	中学修了	中学修了	無	無	無
4	千葉市	中学修了	中学修了	無	通院 0～小3 300円/回 小4～中3 500円/回、入院300円/日 入院・通院 市民税所得割が非課税は無料 R2.8～：調剤1回につき無料→負担あり 300円/回(0～小3)、500円/回(小4～中3)	1/4
5	横浜市 R3.4～	中学修了	中学修了	3歳以上有	調剤 無料 通院 0歳：無料、1.2歳で保護者の所得が基準額以上の場合：500/回、3歳～小3：無料、小4～中3：500円/回 非課税無料 入院 無料	1/4
6	川崎市	中学修了	小学修了	1歳以上有	通院(診療) 小4～6 500円/回 非課税無料 ※院外処方の調剤・入院 無料	1/4
7	相模原市	中学修了	中学修了	1歳以上有	通院(調剤除く) 中1～中3 500円/回 ※非課税無料 調剤・入院 0～中3 無料	1/4
8	新潟市 R3.4～	高校修了	高校修了	無	(入院)1日 1,200円 (通院)1日 530円 4回まで (薬局)負担なし	無 ※R3～R5総額1億円の臨時給付金有(R3年度に高校生まで拡大)
9	静岡市 R1.10～	高校修了	高校修了	無	通院 500円/回(1歳～高校修了) 入院 無料	入院：1/6、外来：1/8 (R4未定)
10	浜松市 R1.10～	高校修了	高校修了	無	入院 500円/日 通院 500円/回 (R4.10月～拡充予定) 入院 無料 通院 0歳児のみ無料(※時間外はこれまでどおり500円/回)	入院：1/6、外来：1/8 (R4までは確定)
11	名古屋市 R4.1～	高校修了	高校修了	無	無	入院(中3まで)：1/2 外来(未就学児のみ)：1/2
12	京都市 R1.9～	中学修了	中学修了	無	入院(～12歳)通院(3歳未満) 200円/1ヶ月1医療機関 通院・調剤(3歳～) 1,500円/月	1/2
13	大阪市	高校修了	高校修了	中学1年生以上有	通院・入院 500円/1日(月2回を限度)、2,500円まで 中学就学から所得制限あり	(未就学児※所得制限有)1/2
14	堺市 H31.4～	高校修了	高校修了	無	通院・入院 500円/1日(月2回を限度)、2,500円まで 調剤は自己負担無し	(未就学児※所得制限有)1/2
15	神戸市	高校修了	中学修了	無	入院 無料 外来・調剤 0～2歳 無料 3歳～中3 1医療機関あたり400円/日、上限(2割)を月2回 3回目以降は無料	無
16	岡山市	中学修了	小学修了	無	入院 無料 外来 未就学児 無料 小学生 1割負担(自己負担上限額44,400円/月)	無
17	広島市	中学修了	小学修了	有	入院 無料 通院 1.保護者の所得額が基準額未満 ・初診料算定時1日500円を限度(月4日まで) 2.保護者の所得額が基準額以上 ・未就学児 初診料算定時 1日1000円を限度(月2日まで) ・小1～小6 1日1500円を限度(月2日まで 初診・再診問わず) ・第3子以降の子ども 初診料算定時1日500円を限度(月4日まで)	(未就学児)1/2
18	北九州市 R3.4～ R4.1～高校 まで	高校修了	高校修了	無	入院 無料 通院 3歳未満 無料 3歳以上～就学前 600円/月(1医療機関) 小学生 1,200円/月(1医療機関) 中学生～高校生 1,600円/月(1医療機関)	(小学生)1/4 (中学生)1/2
19	福岡市 R3.7～	中学修了	中学修了	無	入院 無料 通院 ・3歳未満 自己負担なし ・3歳～中3 500円/月・1医療機関	(小学生)1/4 (中学生)1/2
20	熊本市 H30.12～	中学修了	中学修了	無	入院 無料 通院 医科 3歳未満：無料、3歳～小6：700円、中1～中3：1,200円(1医療機関) 歯科 5歳未満：無料、5歳～小6：700円、中1～中3：1,200円(1医療機関) 調剤 3歳未満：無料、3歳～小6：700円、中1～中3：1,200円(1医療機関)	無

※本資料は熊本市が独自作成した資料です。

Ⅱ 各種世帯の所得等の状況

「2019年調査」の所得とは、2018（平成30）年1月1日から12月31日までの1年間の所得であり、貯蓄・借入金とは、2019（令和元）年6月末日の現在高及び残高である。

なお、生活意識については、2019（令和元）年7月11日現在の意識である。

1 年次別の所得の状況

2018（平成30）年の1世帯当たり平均所得金額は、「全世帯」が552万3千円となっている。また、「高齢者世帯」が312万6千円、「高齢者世帯以外の世帯」が659万3千円、「児童のいる世帯」が745万9千円となっている。（表7、図8）

表7 各種世帯の1世帯当たり平均所得金額の年次推移

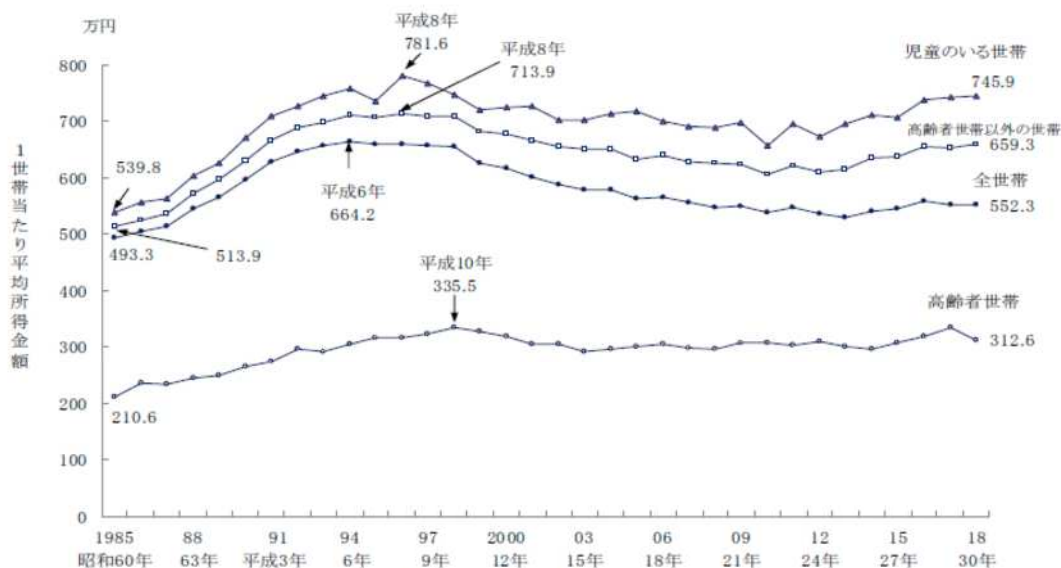
世帯の種類 対前年増減率	2009 (平成21)年	2010 (22)年	2011 (23)年	2012 (24)年	2013 (25)年	2014 (26)年	2015 (27)年	2016 (28)年	2017 (29)年	2018 (30)年
全世帯 (万円)	549.6	538.0	548.2	537.2	528.9	541.9	545.4	560.2	551.6	552.3
対前年増減率 (%)	0.4	△2.1	1.9	△2.0	△1.5	2.5	0.6	2.7	△1.5	0.1
高齢者世帯 (万円)	307.9	307.2	303.6	309.1	300.5	297.3	308.1	318.6	334.9	312.6
対前年増減率 (%)	3.7	△0.2	△1.2	1.8	△2.8	△1.1	3.6	3.4	5.1	△6.7
高齢者世帯以外の世帯 (万円)	623.3	607.3	622.9	610.2	615.2	636.4	638.0	656.3	653.2	659.3
対前年増減率 (%)	△0.4	△2.6	2.6	△2.0	0.8	3.4	0.3	2.9	△0.5	0.9
児童のいる世帯 (万円)	697.3	658.1	697.0	673.2	696.3	712.9	707.6	739.8	743.6	745.9
対前年増減率 (%)	1.3	△5.6	5.9	△3.4	3.4	2.4	△0.7	4.6	0.5	0.3

注：1)2010（平成22）年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

2)2011（平成23）年の数値は、福島県を除いたものである。

3)2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。

図8 各種世帯の1世帯当たり平均所得金額の年次推移



注：1)1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2)2010（平成22）年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

3)2011（平成23）年の数値は、福島県を除いたものである。

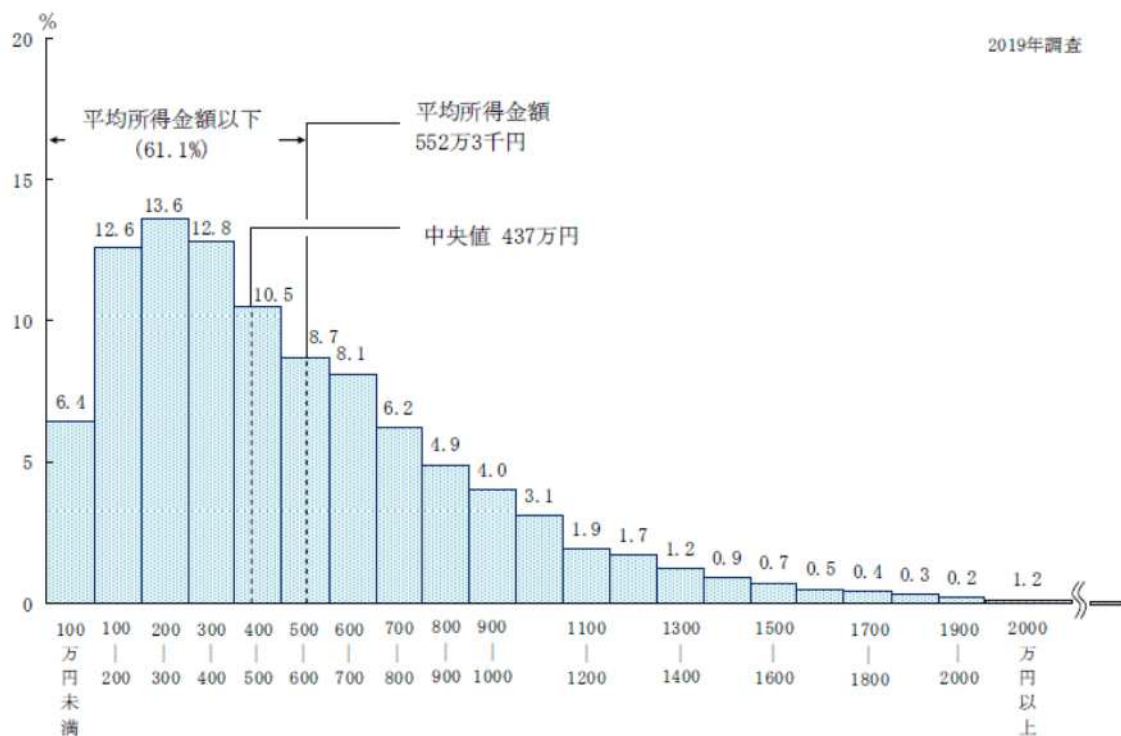
4)2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。

2 所得の分布状況

所得金額階級別に世帯数の相対度数分布をみると、「200～300 万円未満」が 13.6%、「300～400 万円未満」が 12.8%、「100～200 万円未満」が 12.6%と多くなっている。

中央値（所得を低いものから高いものへと順に並べて 2 等分する境界値）は 437 万円であり、平均所得金額（552 万 3 千円）以下の割合は 61.1%となっている。（図 9）

図 9 所得金額階級別世帯数の相対度数分布

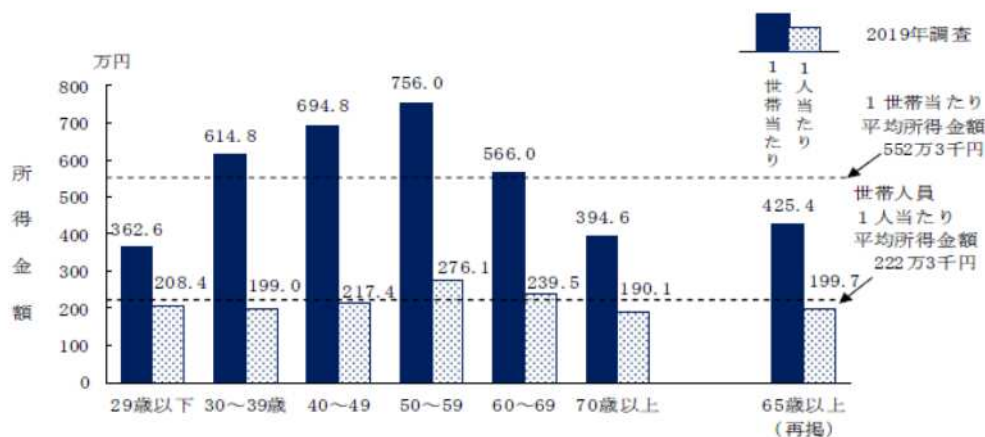


3 世帯主の年齢階級別の所得の状況

世帯主の年齢階級別に 1 世帯当たり平均所得金額をみると、「50～59 歳」が 756 万円で最も高く、次いで「40～49 歳」、「30～39 歳」となっており、最も低いのは「29 歳以下」の 362 万 6 千円となっている。

世帯人員 1 人当たり平均所得金額をみると、「50～59 歳」が 276 万 1 千円で最も高く、最も低いのは「70 歳以上」の 190 万 1 千円となっている。（図 10）

図 10 世帯主の年齢階級別にみた 1 世帯当たり－世帯人員 1 人当たり平均所得金額



4 所得の種類別の状況

各種世帯の所得の種類別1世帯当たり平均所得金額の構成割合をみると、全世帯では「稼働所得」が74.3%、「公的年金・恩給」が19.1%であるが、高齢者世帯では「公的年金・恩給」が63.6%、「稼働所得」が23.0%となっている（表8）。

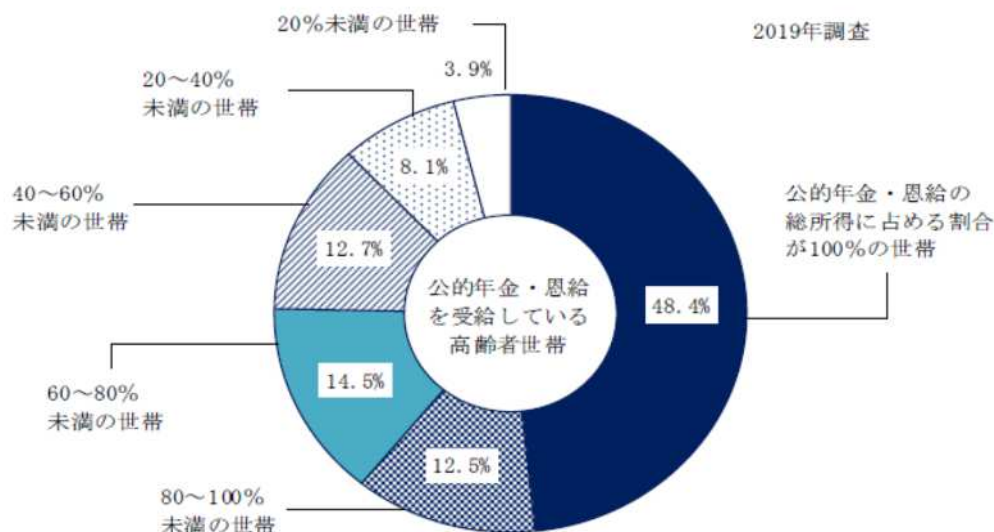
表8 各種世帯の所得の種類別1世帯当たり平均所得金額及び構成割合

世帯の種類	総所得	稼働所得	(再掲) 雇用者所得	公的年金・ 恩給	財産所得	年金以外の 社会保障 給付金	(再掲) 児童手当等	仕送り・企業 年金・個人年 金・その他の 所得
1世帯当たり平均所得金額（単位：万円）								
2018（平成30）年								
全世帯	552.3	410.3	383.9	105.5	15.8	6.2	3.1	14.5
高齢者世帯	312.6	72.1	60.1	199.0	20.4	1.8	-	19.4
高齢者世帯以外の世帯	659.3	561.3	528.4	63.8	13.7	8.2	4.4	12.3
児童のいる世帯	745.9	686.8	651.8	25.6	8.1	18.5	14.3	6.9
母子世帯	306.0	231.1	225.6	10.4	17.6	37.3	30.1	9.6
2015（平成27）年								
全世帯	545.4	403.3	373.2	104.4	18.3	6.3	3.4	13.1
高齢者世帯	308.1	64.9	49.1	201.5	22.8	1.9	0.0	16.9
高齢者世帯以外の世帯	638.0	535.4	499.7	66.5	16.5	8.0	4.7	11.6
児童のいる世帯	707.6	646.7	609.5	27.2	9.6	17.4	14.1	6.7
母子世帯	270.1	213.9	209.3	7.6	0.5	42.5	31.7	5.7
1世帯当たり平均所得金額の構成割合（単位：%）								
2018（平成30）年								
全世帯	100.0	74.3	69.5	19.1	2.9	1.1	0.6	2.6
高齢者世帯	100.0	23.0	19.2	63.6	6.5	0.6	-	6.2
高齢者世帯以外の世帯	100.0	85.1	80.1	9.7	2.1	1.2	0.7	1.9
児童のいる世帯	100.0	92.1	87.4	3.4	1.1	2.5	1.9	0.9
母子世帯	100.0	75.5	73.7	3.4	5.8	12.2	9.8	3.2
2015（平成27）年								
全世帯	100.0	74.0	68.4	19.1	3.4	1.2	0.6	2.4
高齢者世帯	100.0	21.1	15.9	65.4	7.4	0.6	0.0	5.5
高齢者世帯以外の世帯	100.0	83.9	78.3	10.4	2.6	1.3	0.7	1.8
児童のいる世帯	100.0	91.4	86.1	3.8	1.4	2.5	2.0	0.9
母子世帯	100.0	79.2	77.5	2.8	0.2	15.7	11.8	2.1

注：2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。

公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のなかで「公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%の世帯」は48.4%となっている（図11）。

図11 公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合



5 貯蓄、借入金の状況

2019年の貯蓄の状況をみると、全世帯では、「貯蓄がある」は81.9%で、「1世帯当たり平均貯蓄額」は1077万4千円となっている。高齢者世帯では、「貯蓄がある」は80.1%で、「1世帯当たり平均貯蓄額」は1213万2千円となっている。

借入金の状況をみると、全世帯では、「借入金がある」は28.5%で、「1世帯当たり平均借入金額」は425万1千円となっている。また、児童のいる世帯では、「借入金がある」は55.8%で、「1世帯当たり平均借入金額」は1119万7千円となっている。（表9）

表9 各種世帯の貯蓄額階級別・借入金額階級別世帯数の構成割合

（単位：％）

2019年

貯蓄・借入金額階級— 平均貯蓄・借入金額	全 世 帯	高齢者世帯	高齢者世帯 以外の世帯	児童のいる世帯	母子世帯
貯 蓄 額 階 級					
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
貯 蓄 が な い	13.4	14.3	13.0	11.6	31.8
貯 蓄 が あ る	81.9	80.1	82.7	84.4	65.0
50万円未満	4.6	4.0	4.8	4.3	9.9
50～100	3.6	2.6	4.0	4.9	7.0
100～200	7.5	5.8	8.2	10.1	9.4
200～300	6.1	5.1	6.5	8.1	4.7
300～400	6.1	5.1	6.5	7.7	4.0
400～500	3.2	2.6	3.4	4.4	3.7
500～700	9.3	9.2	9.4	10.6	7.1
700～1000	6.4	6.6	6.3	8.1	3.2
1000～1500	9.2	9.6	9.0	8.7	6.7
1500～2000	5.0	5.6	4.7	3.8	0.3
2000～3000	6.9	7.8	6.5	4.6	2.5
3000万円以上	8.9	10.8	8.1	3.9	2.0
貯蓄あり額不詳	5.4	5.3	5.4	5.3	4.5
不 詳	4.7	5.6	4.3	4.0	3.2
1世帯当たり 平均貯蓄額（万円）	1 077.4	1 213.2	1 017.6	723.8	389.8
借 入 金 額 階 級					
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
借 入 金 が な い	63.9	80.5	56.4	38.9	71.0
借 入 金 が あ る	28.5	8.1	37.5	55.8	25.8
50万円未満	1.2	1.1	1.2	1.0	2.2
50～100	1.4	0.9	1.6	1.2	3.8
100～200	2.5	1.4	3.0	2.3	4.8
200～300	1.8	0.6	2.4	1.9	3.1
300～400	1.3	0.6	1.7	1.3	1.4
400～500	0.8	0.3	1.0	0.8	1.4
500～700	1.8	0.8	2.3	2.1	0.3
700～1000	1.8	0.4	2.5	3.1	2.3
1000～1500	3.7	0.7	5.1	7.1	3.0
1500～2000	3.0	0.4	4.2	7.7	0.9
2000～3000	5.0	0.3	7.1	15.2	2.2
3000万円以上	3.2	0.3	4.5	10.1	—
借入金あり額不詳	0.8	0.3	1.0	2.0	0.3
不 詳	7.7	11.4	6.0	5.2	3.2
1世帯当たり 平均借入金額（万円）	425.1	72.3	574.5	1 119.7	148.7

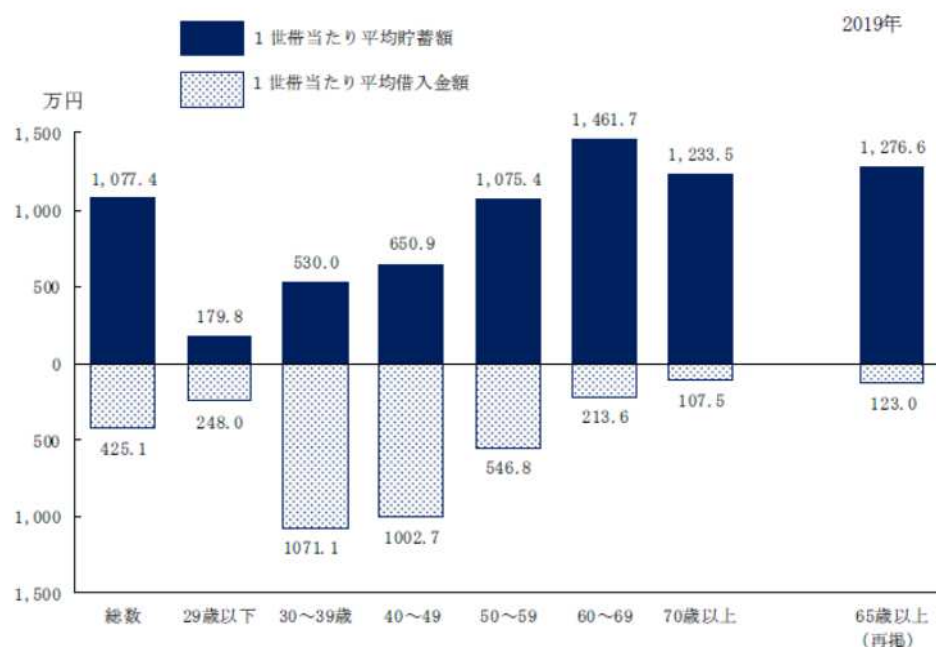
注：1）「1世帯当たり平均貯蓄額」には、不詳及び貯蓄あり額不詳の世帯は含まない。

2）「1世帯当たり平均借入金額」には、不詳及び借入金あり額不詳の世帯は含まない。

世帯主の年齢階級別に1世帯当たり平均貯蓄額の状況を見ると、「60～69歳」が1461万7千円で最も高く、次いで「70歳以上」が1233万5千円となっている。

また、1世帯当たり平均借入金額の状況を見ると、「30～39歳」が1071万1千円と最も高く、次いで「40～49歳」が1002万7千円となっている。（図12）

図12 世帯主の年齢（10歳階級）別にみた1世帯当たり平均貯蓄額－平均借入金額



注：1)「1世帯当たり平均貯蓄額」には、不詳及び貯蓄あり額不詳の世帯は含まない。
 2)「1世帯当たり平均借入金額」には、不詳及び借入金あり額不詳の世帯は含まない。
 3)年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

世帯主の年齢階級別に貯蓄の増減状況を見ると、前年と比べて「貯蓄が減った」は総数で38.2%となっており、60歳以上では4割を超えている。

貯蓄の減った世帯の減額理由を見ると、すべての年齢階級で「日常の生活費への支出」は6割を超え、59歳以下では「入学金、結婚費用、旅行等の一時的な支出」が約3割となっている。また、「株式等の評価額の減少」は、60歳以上で10%程度となっている。（表10）

表10 世帯主の年齢階級別にみた貯蓄の増減状況－減額理由（複数回答）別世帯数の構成割合

（単位：％）

2019年

世帯主の年齢階級	総数	貯蓄が増えた	変わらない	貯蓄が減った	減額理由（複数回答）				
					日常の生活費への支出	土地・住宅の購入費	入学金、結婚費用、旅行等の一時的な支出	株式等の評価額の減少	その他
総数	100.0	12.5	37.9	38.2 (100.0)	(69.2)	(7.3)	(24.1)	(8.0)	(28.7)
29歳以下	100.0	27.8	44.1	22.1 (100.0)	(67.8)	(8.4)	(28.1)	-	(33.7)
30～39歳	100.0	26.5	37.3	30.8 (100.0)	(63.8)	(18.5)	(29.9)	(3.0)	(26.1)
40～49歳	100.0	19.6	40.3	33.3 (100.0)	(65.6)	(9.3)	(36.5)	(3.0)	(25.2)
50～59歳	100.0	17.1	40.4	32.6 (100.0)	(60.5)	(6.9)	(36.4)	(6.6)	(32.4)
60～69歳	100.0	9.9	35.5	43.0 (100.0)	(72.8)	(7.2)	(19.9)	(8.5)	(30.1)
70歳以上	100.0	4.5	36.8	42.9 (100.0)	(72.1)	(5.0)	(17.4)	(11.0)	(27.8)
(再掲)65歳以上	100.0	5.3	36.4	43.4 (100.0)	(72.9)	(5.4)	(17.7)	(10.3)	(27.8)

注：1)「総数」には、増減状況不詳を含む。
 2)年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

6 貧困率の状況

2018（平成30）年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は127万円となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は15.4%（対2015年△0.3ポイント）となっている。また、「子どもの貧困率」（17歳以下）は13.5%（対2015年△0.4ポイント）となっている。

「子どもがいる現役世帯」（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）の世帯員についてみると、12.6%（対2015年△0.3ポイント）となっており、そのうち「大人が一人」の世帯員では48.1%（対2015年△2.7ポイント）、「大人が二人以上」の世帯員では10.7%（対2015年0ポイント）となっている。

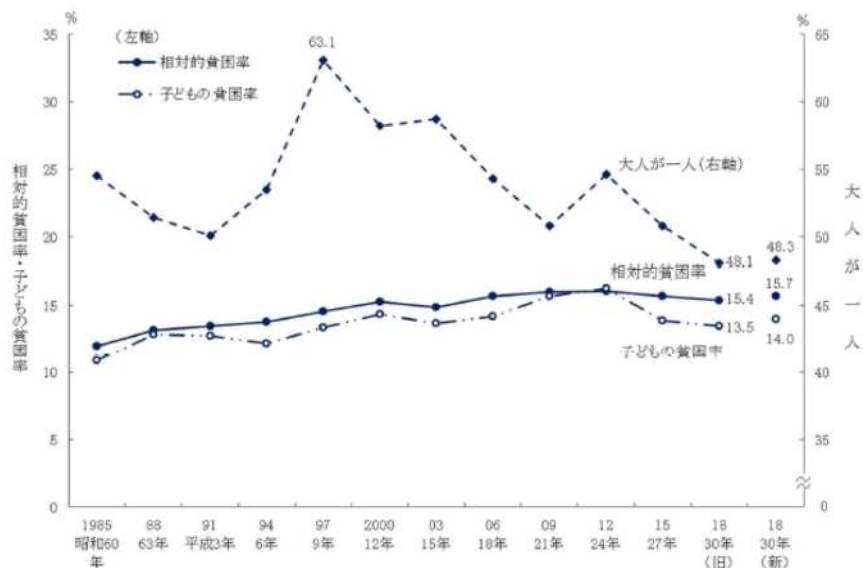
なお、OECDの所得定義の新基準（可処分所得の算出に用いる拠出金の中に、新たに自動車税等及び企業年金を追加）に基づき算出した「相対的貧困率」は15.7%、「子どもの貧困率」は14.0%、「子どもがいる現役世帯」の世帯員は13.1%、そのうち「大人が一人」の世帯員は48.3%、「大人が二人以上」の世帯員は11.2%となっている。（表11、図13）

表11 貧困率の年次推移

表11 貧困率の年次推移													
	1985 (昭和60)年	1988 (63)	1991 (平成3)年	1994 (6)	1997 (9)	2000 (12)	2003 (15)	2006 (18)	2009 (21)	2012 (24)	2015 (27)	2018 (30)	
													新基準
(単 位 : %)													
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2
(単 位 : 万 円)													
中 央 値 (a)	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	244	253	248
貧 困 線 (a/2)	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122	127	124

- 注：1) 1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 2018（平成30）年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 4) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 5) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 6) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

図13 貧困率の年次推移



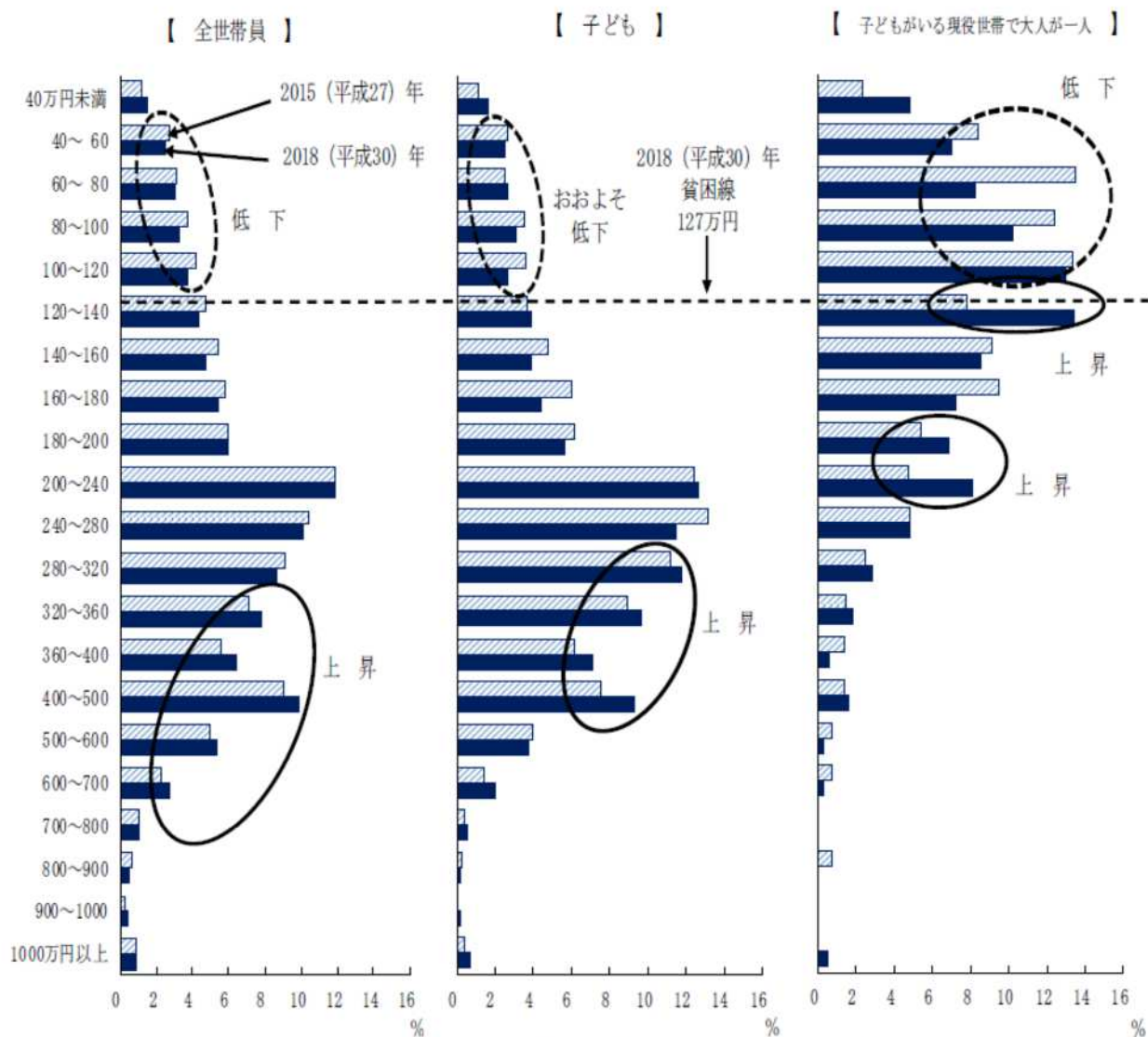
- 注：1) 1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 2018（平成30）年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 4) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 5) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 6) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

等価可処分所得金額別に世帯員数の相対度数分布（旧基準）をみると、平成 27 年に比べ、「全世帯員」では 40～120 万円未満で低下し、320～700 万円未満で上昇している。

「子ども」（17 歳以下）では 40～120 万未満でおよそ低下し、280～500 万円未満で上昇している。

「子どもがいる現役世帯で大人が一人」では 40～120 万円未満で低下し、120～140 万未満及び 180～240 万未満で上昇している。（図 14）

図 14 等価可処分所得金額階級別世帯員数の相対度数分布（旧基準）



注：1) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
2) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

ひとり親家庭の子どもの進学率等（内閣府 令和２年度子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況より）

1 子供の貧困の状況

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第7条に基づき、子供の貧困の状況を公表するもの。

（参照条文）

第7条 政府は、毎年1回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

1. 教育の支援

指標	前大綱策定時	現大綱策定時	前回値	直近値
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	90.8% (平成25年4月1日現在)	93.7% (平成30年4月1日現在)	94.0% (平成31年4月1日現在)	93.7% (令和2年4月1日現在)
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	5.3% (平成25年4月1日現在)	4.1% (平成30年4月1日現在)	4.3% (平成31年4月1日現在)	4.1% (令和2年4月1日現在)
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	32.9% (平成25年4月1日現在)	36.0% (平成30年4月1日現在)	36.4% (平成31年4月1日現在)	37.3% (令和2年4月1日現在)
児童養護施設の子供の進学率 (中学校卒業後)	96.6% (平成26年5月1日現在)	95.8% (平成30年5月1日現在)	96.2% (令和元年5月1日現在)	96.4% (令和2年5月1日現在)
児童養護施設の子供の進学率 (高等学校卒業後)	22.6% (平成26年5月1日現在)	30.8% (平成30年5月1日現在)	28.3% (令和元年5月1日現在)	33.0% (令和2年5月1日現在)
ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園等)	72.3% (平成23年度)	81.7% (平成28年11月1日現在)	81.7% (平成28年11月1日現在)	81.7% (平成28年11月1日現在)
ひとり親家庭の子供の進学率 (中学校卒業後)	93.9% (平成23年度)	95.9% (平成28年11月1日現在)	95.9% (平成28年11月1日現在)	95.9% (平成28年11月1日現在)
ひとり親家庭の子供の進学率 (高等学校卒業後)	41.6% (平成23年度)	58.5% (平成28年11月1日現在)	58.5% (平成28年11月1日現在)	58.5% (平成28年11月1日現在)
全世帯の子供の高等学校中退率		1.4% (平成30年度)	1.4% (平成30年度)	1.3% (令和元年度)
全世帯の子供の高等学校中退者数		48,594人 (平成30年度)	48,594人 (平成30年度)	42,882人 (令和元年度)

指標	前大綱策定時	現大綱策定時	前回値	直近値
スクールソーシャルワーカーによる 対応実績のある学校の割合(小学校)		50.9% (平成30年度)	50.9% (平成30年度)	54.2% (令和元年度)
スクールソーシャルワーカーによる 対応実績のある学校の割合(中学校)		58.4% (平成30年度)	58.4% (平成30年度)	59.7% (令和元年度)
スクールカウンセラーの配置率(小学校)	37.6% (平成24年度)	67.6% (平成30年度)	67.6% (平成30年度)	84.7% (令和元年度)
スクールカウンセラーの配置率(中学校)	82.4% (平成24年度)	89.0% (平成30年度)	89.0% (平成30年度)	91.1% (令和元年度)
就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制 度の書類を配布している市町村の割合)(※1)		65.6% (平成29年度)	69.4% (平成30年度)	78.7% (令和2年度)
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状 況(小学校)		47.2% (平成30年度)	73.7% (令和元年度)	82.3% (令和2年度)
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状 況(中学校)		56.8% (平成30年度)	78.9% (令和元年度)	83.8% (令和2年度)

(※1) 大綱に掲げる「別添 子供の貧困に関する指標」においては、「入学時に学校で就学援助制度の書類を配布している」と回答し、かつ「毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している」と回答した市町村の割合から当該指標値を測ることとしている。文部科学省においては、入学前支給の実施が進んでいる実態を踏まえ、令和元年度調査より、入学時の就学援助制度の周知状況を測る調査項目に「就学時健康診断に際する周知」と「入学説明会に際する周知」を追加しており、令和2年度値には当該調査結果が反映されている。

指標		前大綱策定時	現大綱策定時	前回値	直近値
高等教育の修学支援新制度の利用者数(※2)	大学				19.9万人 (令和2年度)
	短期大学				1.4万人 (令和2年度)
	高等専門学校				0.3万人 (令和2年度)
	専門学校				5.5万人 (令和2年度)

(※2)「高等教育の修学支援新制度」については、令和2年4月に開始。

2. 生活の安定に資するための支援

指標	前大綱策定時	現大綱策定時	前回値	直近値
電気、ガス、水道料金の未払い経験(ひとり親世帯)		電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8% (平成29年)	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8% (平成29年)	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8% (平成29年)
電気、ガス、水道料金の未払い経験(子供がある全世帯)		電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% (平成29年)	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% (平成29年)	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% (平成29年)
食料又は衣服が買えない経験(ひとり親世帯)		食料が買えない経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7% (平成29年)	食料が買えない経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7% (平成29年)	食料が買えない経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7% (平成29年)
食料又は衣服が買えない経験(子供がある全世帯)		食料が買えない経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9% (平成29年)	食料が買えない経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9% (平成29年)	食料が買えない経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9% (平成29年)
子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合(ひとり親世帯)		重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (平成29年)	重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (平成29年)	重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (平成29年)
子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合(等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位)		重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4% (平成29年)	重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4% (平成29年)	重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4% (平成29年)

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

指標	前大綱策定時	現大綱策定時	前回値	直近値
ひとり親家庭の親の就業率(母子世帯)		80.8% (平成27年)	80.8% (平成27年)	80.8% (平成27年)
ひとり親家庭の親の就業率(父子世帯)		88.1% (平成27年)	88.1% (平成27年)	88.1% (平成27年)
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合(母子世帯)		44.4% (平成27年)	44.4% (平成27年)	44.4% (平成27年)
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合(父子世帯)		69.4% (平成27年)	69.4% (平成27年)	69.4% (平成27年)

4. 経済的支援

指標		前大綱策定時	現大綱策定時	前回値	直近値
子供の貧困率	国民生活基礎調査	16.3% (平成24年)	13.9% (平成27年)	13.5% (平成30年)	13.5% (平成30年)
	全国消費実態調査		7.9% (平成26年)	7.9% (平成26年)	7.9% (平成26年)
ひとり親世帯の貧困率	国民生活基礎調査	54.6% (平成24年)	50.8% (平成27年)	48.1% (平成30年)	48.1% (平成30年)
	全国消費実態調査		47.7% (平成26年)	47.7% (平成26年)	47.7% (平成26年)
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合(母子世帯)			42.9% (平成28年度)	42.9% (平成28年度)	42.9% (平成28年度)
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合(父子世帯)			20.8% (平成28年度)	20.8% (平成28年度)	20.8% (平成28年度)
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合(母子世帯)			69.8% (平成28年度)	69.8% (平成28年度)	69.8% (平成28年度)
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合(父子世帯)			90.2% (平成28年度)	90.2% (平成28年度)	90.2% (平成28年度)

10 脱炭素社会の実現

■指定都市の温室効果ガス排出量（2017年度）

○指定都市の合計排出量は201,491千トンで全国の排出量の約16%を占める。

都市名	温室効果ガス排出量 (1,000t-CO ₂)	人口（2017/10/1現在） (人)
札幌市	11,946	1,962,918
仙台市	8,217	1,086,377
さいたま市	5,058	1,286,082
千葉市	15,494	975,140
川崎市	22,770	1,503,690
横浜市	18,700	3,733,234
相模原市	3,919	722,157
新潟市	6,853	804,152
静岡市	5,047	699,087
浜松市	5,073	796,114
名古屋市	14,768	2,314,125
京都市	7,264	1,472,027
大阪市	18,468	2,713,157
堺市	6,518	834,267
神戸市	10,182	1,532,153
岡山市	6,002	721,294
広島市	8,214	1,198,555
北九州市	15,768	950,646
福岡市	7,517	1,567,189
熊本市	3,713	739,858
合計	201,491	27,612,222
全国	1,292,000	126,919,000

※出典

- ・各指定都市の温室効果ガス排出量：各指定都市の公表等による
- ・全国の温室効果ガス排出量：国立環境研究所「2017年度の温室効果ガス排出量（確報値）」
- ・各指定都市の人口：大都市統計協議会「大都市比較統計年表」
- ・全国の人口：総務省統計局「人口推計」

人口・産業が集積する指定都市が中心となって脱炭素化に向けた取組を推進

⇒脱炭素社会の実現に大きく前進

10 脱炭素社会の実現

国の動向

2050年までの
脱炭素社会の実現を目指す

「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正（令和3年6月）
「地域脱炭素ロードマップ」の策定（令和3年6月）
「地球温暖化対策計画」の改定（令和3年10月）

脱炭素社会の実現に向けて必要な取組

～組織横断的に実施～

- 再生可能エネルギー及び水素等CO₂フリーエネルギーの導入拡大
- 徹底した省エネルギーの推進

国に求める支援

- 地球温暖化対策に資する取組に対し、インセンティブを付与するなど財政支援を拡充する

あらゆる分野で、温暖化対策を主目的をしない事業も対象とする

- デジタル技術 ●ライフスタイル ●消費 ●インフラ ●観光 ●商工業 ●交通 ●まちづくり
- 住宅 ●建築物 ●農林水産業 など

- 脱炭素社会の実現に向けた取組に関する情報提供

脱炭素社会の実現

11 ウィズコロナ・ポストコロナ時代における中小企業等の事業継続 と前向きな取組への支援

○信用保証協会の信用保証実績の推移

	保証承諾				保証債務残高			
	件数(件)	前年同期比	金額(百万円)	前年同期比	件数(件)	前年同期比	金額(百万円)	前年同期比
平成23年度	869,972	-	11,553,307	-	3,282,380	-	34,446,374	-
平成24年度	762,417	87.6%	9,751,836	84.4%	3,189,748	97.2%	32,078,613	93.1%
平成25年度	731,712	96.0%	9,306,831	95.4%	3,068,922	96.2%	29,778,513	92.8%
平成26年度	714,340	97.6%	8,939,404	96.1%	2,949,589	96.1%	27,701,740	93.0%
平成27年度	694,526	97.2%	8,967,054	100.3%	2,796,391	94.8%	25,761,647	93.0%
平成28年度	663,183	95.5%	8,534,785	95.2%	2,623,498	93.8%	23,873,792	92.7%
平成29年度	632,930	95.4%	8,051,386	94.3%	2,473,377	94.3%	22,215,070	93.1%
平成30年度	633,614	100.1%	8,072,811	100.3%	2,332,923	94.3%	21,080,871	94.9%
令和元年度	671,583	106.0%	8,938,970	110.7%	2,241,042	96.1%	20,805,320	98.7%
令和2年度	1,946,610	289.9%	35,123,414	392.9%	3,116,098	139.0%	41,981,685	201.8%
令和3年度(※)	486,658	-	6,852,626	-	3,154,421	-	41,933,631	-

※令和3年度については令和4年3月が未集計のため令和4年2月の実績
出典：一般社団法人全国信用保証協会連合会資料

○日本政策金融公庫（中小企業事業）の融資実績推移

	保証承諾				保証債務残高			
	件数(件)	前年同期比	金額(百万円)	前年同期比	件数(件)	前年同期比	金額(百万円)	前年同期比
平成24年度	33,163	-	2,097,370	-	153,173	-	6,459,282	-
平成25年度	28,994	87.4%	1,928,965	92.0%	156,800	102.4%	6,354,279	98.4%
平成26年度	26,730	92.2%	1,777,755	92.2%	155,654	99.3%	6,181,975	97.3%
平成27年度	24,777	92.7%	1,672,017	94.1%	149,581	96.1%	5,912,693	95.6%
平成28年度	23,445	94.6%	1,559,422	93.3%	144,057	96.3%	5,685,684	96.2%
平成29年度	22,491	95.9%	1,485,056	95.2%	137,124	95.2%	5,514,192	97.0%
平成30年度	20,093	89.3%	1,233,137	83.0%	132,462	96.6%	5,326,912	96.6%
令和元年度	19,521	97.2%	1,147,409	93.0%	130,119	98.2%	5,208,143	97.8%
令和2年度	55,013	281.8%	4,564,807	397.8%	155,547	119.5%	8,218,121	157.8%
令和3年度(※)	19,585	-	1,562,547	-	154,079	-	8,450,515	-

※令和3年度については令和4年3月が未集計のため令和4年2月の実績
出典：日本政策金融公庫資料

○事業再構築補助金採択実績

	第1回(R3.5.7受付終了)	第2回(R3.7.2受付終了)	第3回(R3.9.21受付終了)	第4回(R3.12.21受付終了)
応募件数(件)	22,231	20,800	20,307	19,673
採択件数(件)	8,016	9,336	9,021	8,810

出典：中小企業庁資料

11 ウィズコロナ・ポストコロナ時代における中小企業等の事業継続と前向きな取組への支援

要請の背景

- ◆ 依然として新型コロナウイルス感染症による影響は深刻であり、引き続き事業継続のための支援が不可欠。
- ◆ 今後も地域経済への長期的な影響が見込まれることから、中小企業等の新分野展開等の前向きな取組を一層促進するための支援が必要。

現状と課題

- ◆ 民間金融機関及び政府系金融機関による実質無利子無担保融資の無利子期間の延長や、同融資や伴走支援型特別保証制度における条件変更に伴う信用保証料に対する補助の実施等、事業継続に向けた各種制度を拡充すべき。
- ◆ 既往債務の返済猶予等の条件変更について、事業者の実情に応じた柔軟な対応が必要。
- ◆ 前向きな投資に取り組み、社会変化に対応する事業者への集中的な支援が必要であり、中小企業等事業再構築促進事業や中小企業生産性革命推進事業等をこれまで以上に拡充し実施すべき。

信用保証実績（債務保証残高の推移）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数(件)	2,241,042	3,116,098	3,155,786
金額(百万円)	20,805,320	41,981,685	41,881,733

事業再構築補助金採択実績

	第1回	第2回	第3回	第4回
応募件数(件)	22,231	20,800	20,307	19,673
採択件数(件)	8,016	9,336	9,021	8,810

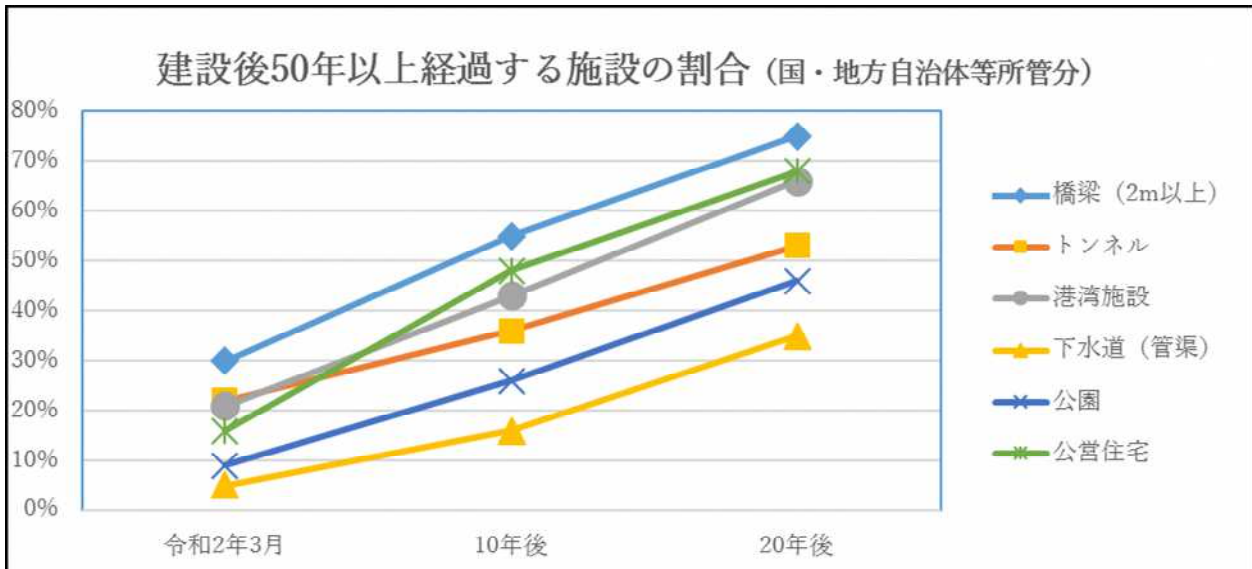
要請内容

- ◆ 資金繰り支援や各種給付金・助成金の給付など中小企業等の事業継続を下支えし、地域経済への影響を最小限に抑えるための支援施策の継続及び更なる充実を図ること。
- ◆ ウィズコロナ・ポストコロナ時代の社会変化に対応するために新分野展開や事業転換等の新たな取組を行う事業者への継続的な支援及び制度の拡充を講ずること。

12 インフラ施設の長寿命化対策

■インフラ施設の建設後50年以上の割合

○令和2年3月時点では、建設後50年以上経過するインフラ施設は30%程度だが、20年後には60%を超えることとなり、今後急速なインフラ施設の老朽化が想定される。



出典：国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）[令和3年6月18日]

■防災・安全交付金予算額及び道路メンテナンス事業補助予算額

○防災・安全交付金及び道路メンテナンス事業補助においては、令和4年度当初予算額は令和3年度当初予算額より減額となっており、老朽化対策などで必要なストックが増える中、十分な予算が確保されているとは言い難い。

（単位：億円）

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和4年度／ 令和3年度	備考
当初予算	10,070	10,763	10,390	96.5%	防災安全交付金 道路メンテナンス補助事業
補正予算	4,246	3,733	—	—	防災安全交付金

出典：国土交通省資料

「令和4年度道路関係予算概要」(<https://www.mlit.go.jp/page/content/001460105.pdf>)

「令和3年度道路関係補正予算配分概要」(<https://www.mlit.go.jp/common/001448714.pdf>)

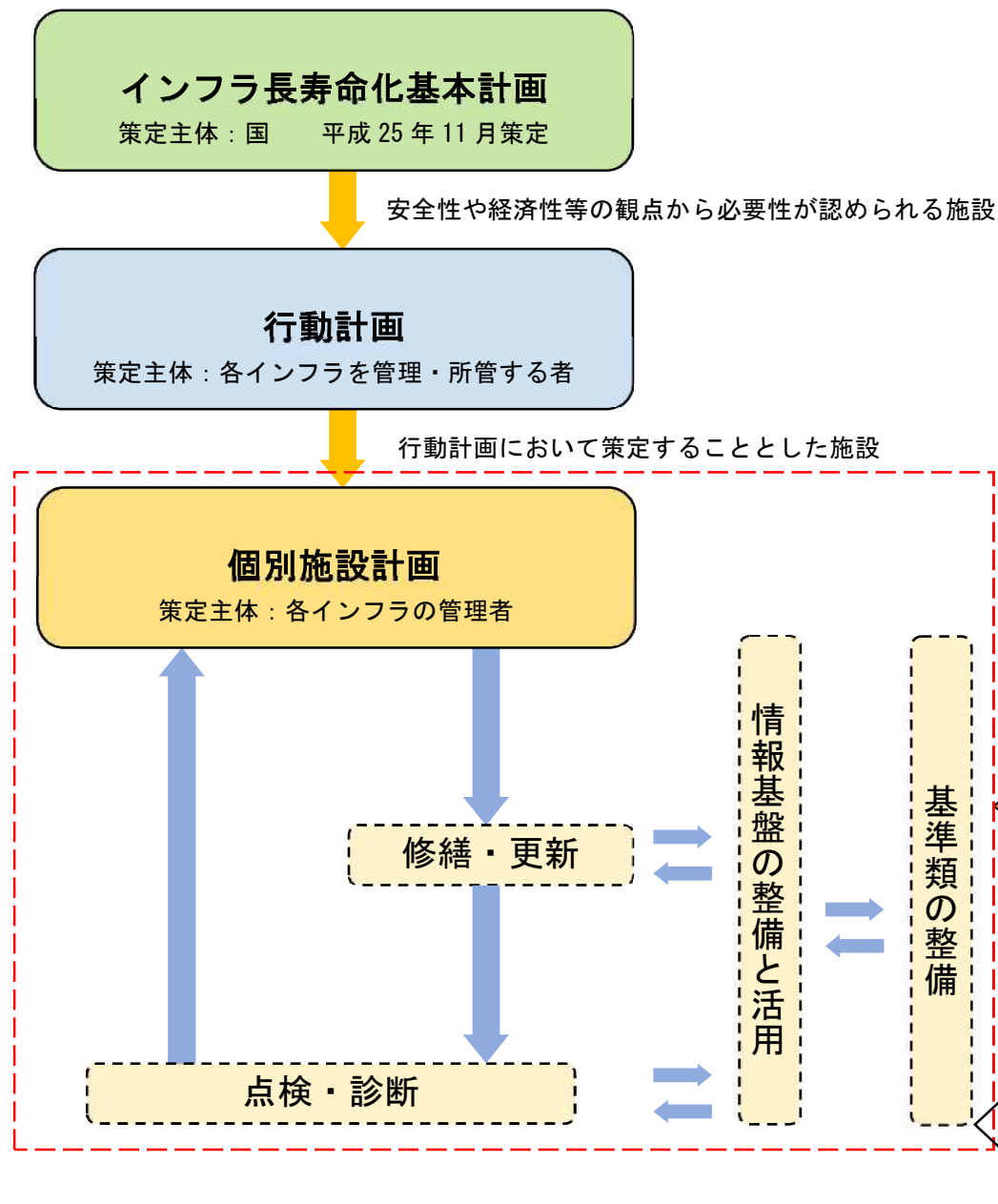
「令和3年度道路関係予算概要」(<https://www.mlit.go.jp/page/content/001382991.pdf>)

「令和2年度道路関係補正予算（第3次）配分概要」

(<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001384606.pdf>)

「令和2年度道路関係予算概要」(<https://www.mlit.go.jp/page/content/001324492.pdf>)

12 インフラ施設の長寿命化対策



○防災・安全交付金及び道路メンテナンス事業補助において、令和 4 年度当初予算額は令和 3 年度当初予算額より減額となっており、十分な予算が確保されているとは言い難い。

<参考>

(単位：億円)

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 4 年度/ 令和 3 年度
10,763	10,390	96.5%

提案内容

国においては、地方自治体が計画的な維持管理・更新等を行うために必要な財源を安定的に確保するとともに、推奨技術などに選定されている有用な新技術について積算基準類を整備するなど、地方自治体が広く活用できるよう、新技術などによるコスト低減手法の開発・支援と包括的な民間委託といった新たな事業手法の導入の情報提供などを行うこと。

効率的な新技術の地方自治体への普及が
これからの課題

1.3 地域医療体制の維持に対する必要な財政支援

■新型コロナウイルス感染症の影響による患者減



■地域医療機関の

経営状況の悪化

- 損益差額率の悪化
- 長期借入金残高の増加

【課題】

安定的かつ持続可能な地域医療体制確保のため財政支援や経営状況の把握が必要だが、自治体単位では限度がある。

■感染症流行期における地域医療体制の確保に向けた支援

- 要介護状態等の高齢者
- 小児
- 妊産婦
- 透析患者

受け入れる医療機関においては、
感染症対応に加え、
迅速かつ高度な対応が必要

【課題】

- 医療機関が行う医療提供体制の整備に対する支援や、感染拡大防止に向けた継続した取組が必要。
- 特に左記、対象者に対する地域の医療提供体制を確保するため支援が必要。
- 施設等においては、入所者等への医療体制を構築するための支援が必要。

■施設等における医療体制の構築に向けた支援

- 高齢者
- 障がい者

感染者の増加に伴い、軽症患者が施設内療養となる状況が生じている施設等においては、入所者等への医療体制の構築が必要

提 案 内 容

- 安定的かつ持続可能な地域医療体制を確保するため、国において、医療機関等の経営状況の把握に努めるとともに、必要な財政支援を行うこと。
- 新型コロナウイルス感染症の長期化・次なる感染拡大の波に対応するため、医療機関が行う医療提供体制の整備や感染拡大防止の取組に対する支援を引き続き講ずること。特に、要介護状態等のため対応が困難な高齢者をはじめ、小児・妊産婦・透析患者等への医療提供体制の確保について特段の支援を行うこと。
- 高齢者及び障がい者施設等の施設内療養となった入所者等への医療体制の構築について必要な支援を講ずること。

参考資料「地域医療体制の維持に対する必要な財政支援について」

《参考資料①》 「第23回医療経済実態調査報告—令和3年度実施—」

〔概要〕

医療経済実態調査は、中央社会保険医療協議会（中医協）が診療報酬改定の基礎資料とするため、2年毎に実施している調査。2021年11月24日の中医協総会で「第23回医療経済実態調査報告 - 令和3年実施 -」（医療経済実態調査）が公表。

「第23回医療経済実態調査報告—令和3年実施—」（日本医師会総合政策研究機構）

○ 調査期間（直近2事業年（度）の定点調査）

- ・令和元年度：2019年4月から2020年3月末までに終了した事業年度
- ・令和2年度：2020年4月から2021年3月末までに終了した事業年度

○ 結果

〔総論〕

- ・診療報酬による特例的な対応があったものの、医科では、コロナ補助金を除く損益差額率は大きく悪化。
- ・一般病院（国公立を除く）一般診療所（医療法人）では、コロナ補助金がなければ約半数が赤字。
- ・長期借入金残高は一般病院で5,000万円近く、精神科病院で約3,000万円、一般診療所（入院収益なし）で約400万円増加。
- ・一般病院では、診療報酬の特例分を含めて医業収益が減少した。コロナ補助金によって、重点医療機関やコロナ入院患者ありの病院では損益差額率がプラスになったが、それ以外はマイナス。
- ・療養病床の多い病院では、比較的コロナの影響が少ないが、療養病棟入院基本料の給与費率が上昇し赤字で推移。
- ・一般診療所では発熱外来やコロナ患者を受け入れた施設で損益差額率がより低下し、コロナ補助金でも挽回できない。
- ・在宅医療では、診療報酬の特例措置がとられたが、在宅療養支援診療所の損益差額率が低下。
- ・医療法人の小児科、耳鼻咽喉科では、診療報酬の特例及びコロナ補助金を含めても損益差額率はマイナス。
- ・病院及び一般診療所ともに病院長（または院長）及び医師給与が低下した。看護師は横ばい。
- ・一般病院（国公立を除く）では令和元年度には赤字の病院は約4割であったが、コロナ補助金を除く赤字は令和2年度には5割超に増加した。コロナ補助金を含んでも約4割は赤字となる。
- ・一般診療所（医療法人）では、令和元年度には約3割で赤字であったが、令和2年度は5割に増加した。コロナ補助金を含む損益差額率の分布は公表されていない。

〔用語の説明〕

損益差額と損益差額率

- ・損益差額は、医業・介護収益から、医業・介護費用を差し引いた額であり、構成比率はその差額の医業・介護収益に対する割合（損益差額率）。

《参考資料②》「新型コロナウイルス感染拡大による病院経営状況の調査」（２０２０年度第４四半期）

〔概要〕

一般社団法人日本病院会、公益社団法人全日本病院協会、一般社団法人日本医療法人協会で、新型コロナウイルス感染拡大による病院経営状況を把握する事を目的として、合同でのアンケート調査を実施。

「新型コロナウイルス感染拡大による病院経営状況の調査」（２０２０年度第４四半期）

（一般社団法人日本病院会、公益社団法人全日本病院協会、一般社団法人日本医療法人協会）

○ 調査期間：

- ・令和２（２０２０）年１月から令和３（２０２１）年３月末まで
- ・令和２（２０２０）年４月から令和３（２０２１）年３月末までに終了した事業年度

○ 結果

〔総論〕

（第４四半期）

- ・入院患者数の減少が継続しており、病床利用率は５ポイント以上の減少継続が確認された。
- ・外来患者数に関しては、昨年３月にはすでに患者数が減少していたことを反映し低水準ながら、３月の外来患者数は対前年で増加が認められた。
- ・救急車受け入れ件数、手術数は前年と比較し減少が継続しており低水準で推移していた。
- ・緊急手術に関しては前年とほぼ同水準が維持されており、緊急の手術対応はこの期間も維持できていた。
- ・医業利益率は、コロナ患者を受け入れていない病院はほぼ前年度の水準への回復が認められたが、コロナ受入れ病院等は対前年でのマイナスが継続していることが確認された。

（通年）

- ・コロナ受入れ病院では４．７ポイント対前年で悪化し医業利益率－７．０％となった。全体では－６．７％であった。
- ・医業利益に慰労金を除いた支援金を加えた利益率では、コロナ受入れ病院で対前年で２．４ポイント増加となり、平均では損益がほぼ０％のレベルまで改善したことが判明した。ただ、コロナ受入れ病院、一時的外来・病棟閉鎖病院では、支援金を加えた利益率が大幅なマイナスの病院も多数みられ、大きなばらつきが生じていた。

〔用語の説明〕

医業利益率

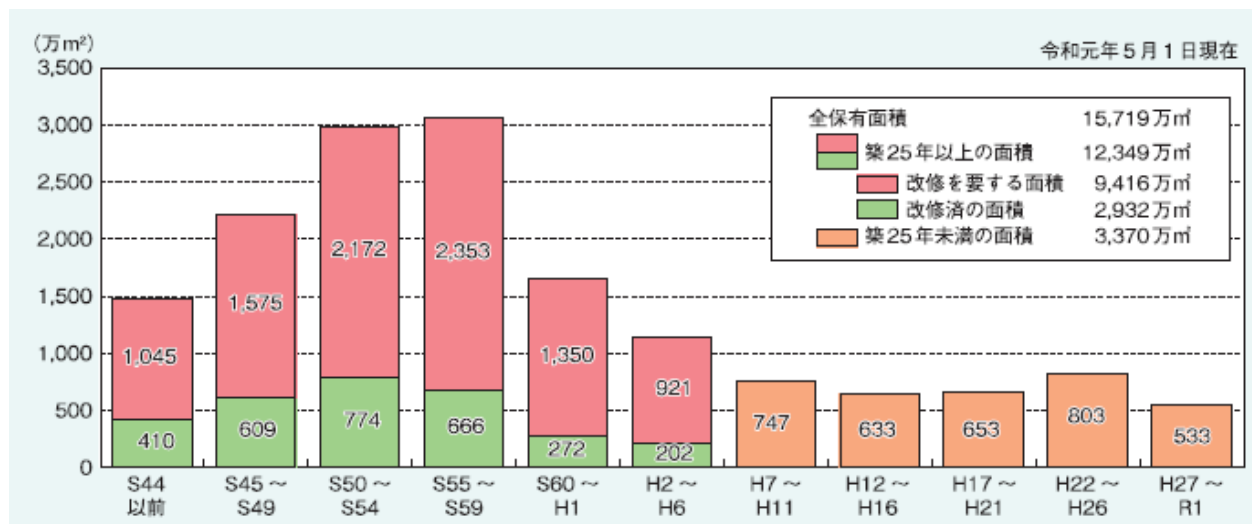
- ・医業利益率は、病院経営指標で、臨床指標の一つとされており、病院が健全経営していくためには一定以上の利益を産むことが必要であり、医療法人での医業利益率は３％程度とされている。

14 義務教育施設等の整備促進

■学校施設整備の老朽化対策

- ・全国的に、建築後25年以上経過した学校施設が約7割を占める状況であり、老朽化に伴う改築事業及び長寿命化改良事業への対応が急務。
- ・更に、建築後25年以上で要改修の学校施設が約8割を占める状況となっている。

経年別公立小中学校保有面積



■負担金・交付金の対象事業概要

- ・全国的に見ても、新增改築工事の実施に当たっては、国の公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金の事業量確保が必要な状況。

負担金・交付金の対象事業概要	
新築・増築	改築（危険建物、不適格建物）、大規模改造、長寿命化改良事業 等
負担金 (公立学校施設整備費負担金)	交付金 (学校施設環境改善交付金)
補助率 原則 1/2	補助率 原則 1/3 ※大規模改造（障害等）については 1/2

■建築単価 ※小中学校校舎（鉄筋コンクリート造）の場合

- ・前年度と比較して11%引き上げとなっている。その一方で、引き上げ分は資材費や労務費等の上昇分やバリアフリー化に要する経費の反映にとどまっており、実際の整備に要する経費との間には依然として乖離がある。

(参考(大阪府 校舎R造): R3年度 210,600円/㎡、R4年度 234,500円/㎡)

■防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（R3からR7までの5年）

- ・近年多発している大規模災害の教訓を踏まえ、防災・減災に万全を期すため、学校施設の強靱化を図るために対応が必要となる、主に下記の項目を推進するもの。

➤学校施設耐震化

➤老朽化対策

➤防災機能の強化等

■バリアフリー化の一層の推進

- ・令和2年12月に文部科学省から「公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標」が示されたところである。これに対し、令和3年度から補助の算定割合が1／2に引き上げられたものの、地方自治体の事務量が増加するとともに多額の経費が発生することから、基本額（下限額）の撤廃など、更なる制度の充実を図られたい。

■公立学校施設整備費負担金について

- ・第196回国会（常会）で成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下「働き方改革関連法」という。）による改正後の労働基準法において、労使協定を結ぶ場合でも上回ることはできない時間外労働の上限について法律に定めたうえで、違反について罰則を科すこととされ、建設業に関しても、平成31年4月の法施行から5年間という一定の猶予期間を置いたうえで、令和6年4月より、罰則付き上限規制の一般則を適用することとされている。

建設業においても週休2日制が導入されることを受けて、工期は今後、延長していく見込みであり、各自治体が計画的かつ円滑に事業を実施できるよう、公立学校施設整備費負担金について、2か年を超える債務負担の設定を可能にされたい。

15 下水道事業における国土強靱化のための財源の確保

■浸水被害及び地震被害の発生状況について

○近年、気候変動等の影響に伴う下水道の施設計画を超過する大雨により都市部で浸水被害が頻発するとともに、大規模地震により下水道施設に大きな被害が発生するなど、全国各地で国民生活や社会経済活動に深刻な影響を及ぼしている。特に都市機能が集積し、人口や資産が集中する指定都市で被害が発生すると、その影響は国全体に及ぶ恐れがある。

●近年発生した浸水被害状況



名古屋駅付近 (H25. 9)



仙台市地下通路 (H28. 9)



岡山市北区 (H30. 7)



川崎市中原区 (R1. 10)

●近年発生した地震被害状況



千葉市美浜区
液状化によるマンホールの隆起 (H23. 3)



仙台市南蒲生浄化センター
波圧による破損 (H23. 3)



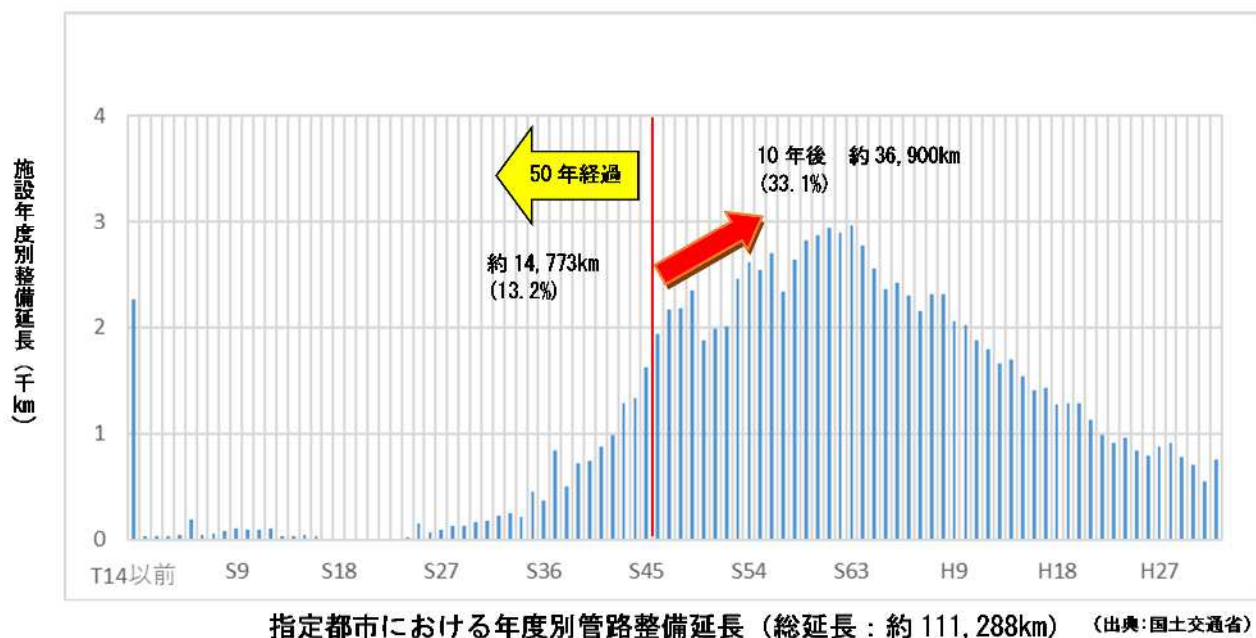
熊本県熊本市
熊本地震による道路陥没 (H28. 4)



札幌市
胆振東部地震によるマンホール隆起
(H30. 9)

■下水道の改築更新需要の見通しについて

- 下水道事業は、管路施設や処理場・ポンプ場などの膨大なストックを保有しており、今後は、施設の老朽化に伴う改築更新需要の拡大が見込まれている。
- 指定都市が保有する管路延長の1割以上が50年を経過した老朽管であり、この老朽管は10年後には約3割に急増する。



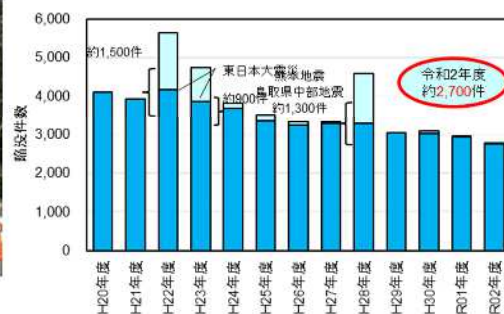
■下水道施設の改築が滞った場合の影響について

- 管路施設の改築が滞った場合、道路陥没の頻発が予想されるとともに、改築に伴う耐震性能の向上が抑制されることから、大規模地震発生時の被害拡大が懸念される。
- 下水道は、新型コロナウイルス感染症の流行により改めて重要性が認識された公衆衛生の確保等の役割を担う重要なライフラインであり、処理機能が停止した場合には、広範囲に及ぶトイレの使用停止に伴って感染症が蔓延するなど、国民生活や社会経済活動に重大な影響を与える。

老朽管の様子と陥没事故



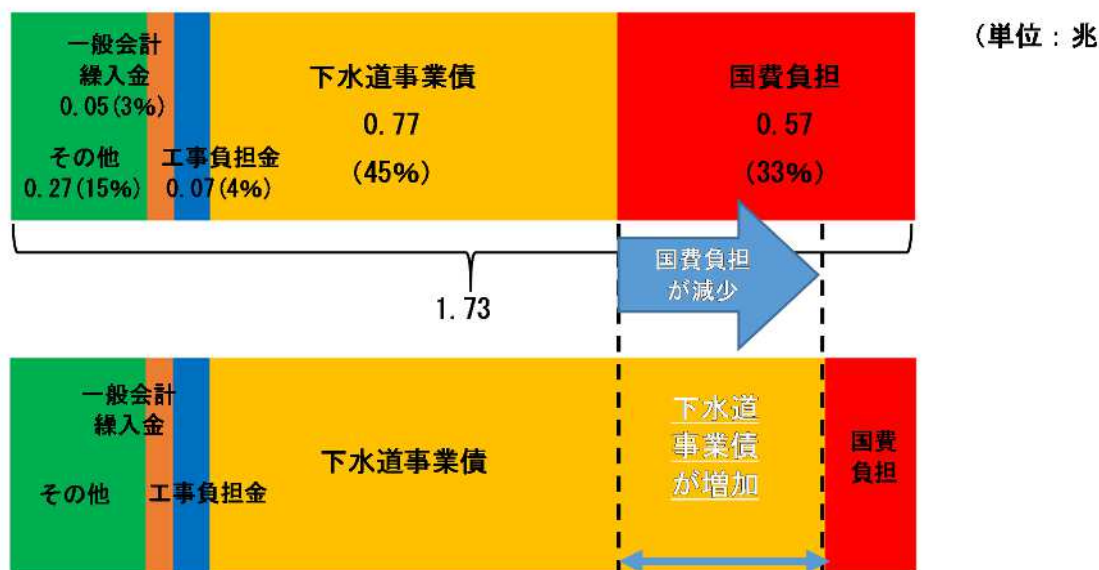
下水管の割目から土砂が引き込まれ舗装下に空洞



管路施設に起因した道路陥没件数の推移（出典：国土交通省）

■適切な国費負担が得られなかった場合の影響について

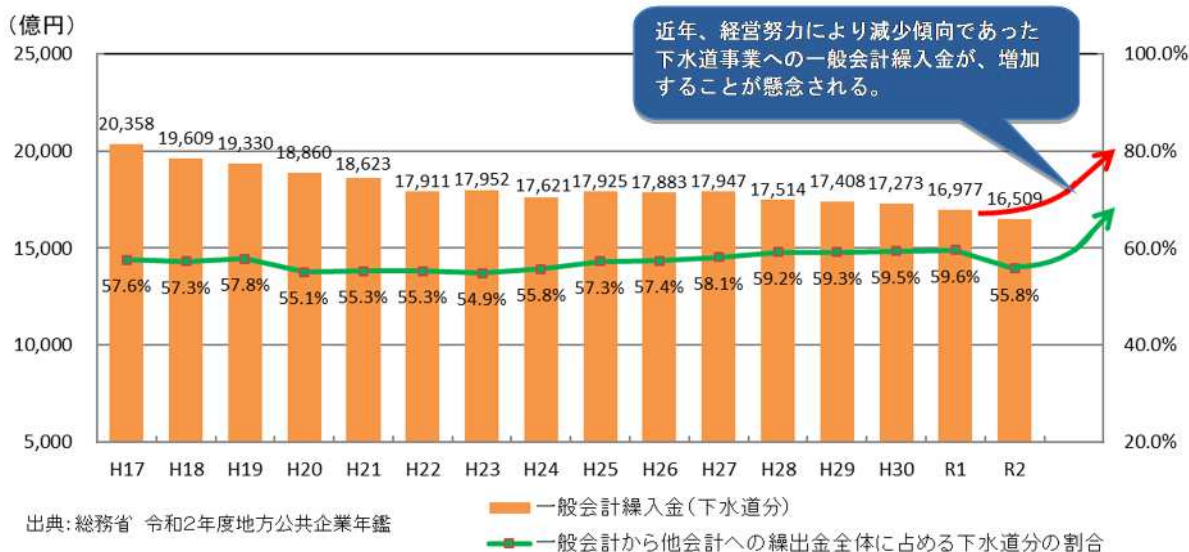
- 下水道事業の建設改良費における財源のうち、約33%を国費負担で賄っている。
- 適切な国費負担が得られなかった場合、その不足分に対し、下水道事業債の増加などで賄う必要があり、使用料の値上げに繋がることが想定される。



出典：総務省 令和2年度地方公営企業年鑑

下水道事業における建設改良費の財源内訳（下水道事業全体）
(令和2年度実績)

- 下水道事業債の借入残高の上昇に伴い、下水道使用料対象経費が増加し、今後の人口減少を踏まえると、大幅な下水道使用料の引上げが懸念される。
- 近年、経営努力により減少傾向であった下水道事業への一般会計繰入金が、増加に転じることが懸念される。



下水道事業への一般会計繰入金の推移（下水道事業全体）